

2008 年度

事業所・企業についての統計の体系的整備
に関する海外現地調査

報告書

平成21年3月

財団法人 統計研究会

目次

まえがき	1
I. 概要	5
II. 事業所・企業についての統計の体系的整備に関する現地調査	9
1 はじめに ～ わが国の経済統計の現状と課題	9
2 アメリカの状況	13
(1) 統計機構	13
(2) 統計調査の企画立案	15
(3) 行政記録情報の活用	15
(4) 企業からの回答率	19
(5) 母集団フレームの整備	20
(6) 統計間の連携	21
(7) GDP推計の基礎統計	22
3 カナダの状況	24
(1) 統計機構	24
(2) 統計調査の企画立案	25
(3) 行政記録情報の活用	25
(4) 企業からの回答率	26
(5) 母集団フレームの整備	27
(6) 統計間の連携	28
(7) GDP推計の基礎統計	28
4 まとめとわが国へのインプリケーション	30
III. 参考資料	33
1 訪問調査票	35

2 質問項目概要及び関連回答ページ	59
3 入手資料リスト	62

付録:

収集資料 CD-ROM

まえがき

2007年5月に新「統計法」が成立し、同10月から統計委員会が発足し、2009年3月には第一回の「公的統計に係る基本計画」が決定されて、しばらく前から叫ばれていた「統計改革」がその緒につくことになった。

しかし「統計改革」とは、単に既存の統計を整備し、或いはその作成過程を合理化することで終わるものではない。最も重要なことは統計法に規定されているように、統計が「政府および国民が合理的な意思決定を行うための情報基盤」とならなければならないということである。それは統計は政府（中央政府・地方公共団体）や国民（企業、研究者、一般国民）にとって真に役に立つものとなるものとならなければならないことを意味する。そのためには統計作成部局が、政府やその他の統計利用者、あるいは情報を提供する調査客体との間の十分なるコミュニケーションを確立して、真に必要とされている情報はどんなものか、またそれに関して信頼できるデータはどのようにして得られるかについて、十分な知識を持たなければならない。そしてそのことが新しい統計の計画や調査の設計、或いは結果の集計の中に十分反映されなければならない。またわが国のような分散型システムを持っている場合には、それぞれの統計部局との間で、効率的な分業と協力の体制が作られなければならない。

統計の企画、調査やデータ提供、集計と結果の公表の各段階において、統計部局と各関係者とのコミュニケーションが確立されていることは、役に立ち、信頼される統計を作る上で最も重要であるが、しかしその過程は大部分非公式のものである。またそれが一應形式的に制度化されているとしても、その実際のあり方は法制の文面だけからは明らかにならない。

結果として作成された統計表からは、かりに多くの解説がつけられていたとしても、その作成までに上記のような点でどのようなことが行われていたかはほとんど知ることが出来ない。

統計委員会としては、わが国の公的統計の改善のためには、このようなコミュニケーションを改善することは極めて重要であると考えられる。そうしてそのためには先進諸国における実態を参照することが大いに有益であると考えられる。勿論国によって政府組織のあり方も法制も異なり、また社会・経済の実態もいろいろ変化しているので、他国の経験がそのまま役に立つものでもないし、また欧米先進国の統計をすべてが優れているわけでもない、ただ外国に学ばばよいというものではない。しかし他国の統計関連部局が、それぞれに困難に直面していながら時には失敗を繰り返しつつ努力してきた経験は、やはりわれわれにとっても参考となるはずである。

そこで今般統計委員会担当室は調査班を派遣して外国の統計当局の当事者にインタビューして話を聞くことにした。日程も限られているので世界最大の統計組織を持ち、またわが国とある程度似た分散型の組織を持つアメリカと、Statistics Canada にすべてを集中し

ているカナダの二か国の状況を調査することにした。

主要な目的は統計の企画、調査の実施、集計、分析、更に事後の評価に当たって、統計部局と関係者の間にどのような意見交換、協力がなされているかを具体的に聴取することであった。特に

1. 新しい統計の企画、或いは統計の大きな改訂に当たって、どのような情報が望まれているかを政策当局、研究者などからどのようにして聞き出しているか、またその際統計の現実の状況について統計利用者の理解を求めて、その要望にできる限り沿いつつ現実的な企画をどのようにして作っていくか
2. 統計調査の計画、実行に当たってどのようにして調査客体の反応を考慮してできる限り正確な情報を得るために、どのようにして調査客体（企業、個人）の要望を聞き、また協力を求めるのか
3. 統計の作成に当たって、行政記録やその他の情報を利用する場合、どのようにしてその情報を持つ政府部局或いはその他の機関と交渉し協力を得るか

統計のために行政記録等の情報を要求できることが法的に規定されていても現実にデータを持っている組織から情報の提供を得るための具体的な手続きはどのようなものか。また国の機関以外に地方政府或いは連邦準備銀行等の政府に準ずる機関についてはどうしているのか

4. 国民経済計算を中心とする加工統計の作成に当たって、その作成部局と一次統計を提供する統計部局との間で、どのような形で意見交換、協力が行われているか
5. 分散型の統計制度の下で異なる統計部局の間でどのような情報共有或いは情報交換が行われているか

具体的には例えば経済センサスを実施する場合、いくつかの省庁が関係すると思われるが、そのときどのようにして協力体制が作られるのか

6. 現に行われている統計調査或いは公表された集計結果について、その外部からの評価、或いは改善の要望などにはどのように対応しているか、またそれが次の改善にどのように活かされているのか

統計に関する新しい方法、新しい研究成果などが学界で得られた場合、それをどのようにして政府統計の実務に反映させるのか

7. 統計の改善のために必要なリソース（人員、予算）の獲得についてどのような可能性があるのか

以下は調査班による具体的な調査結果の内容である。幸い先方の各部局からは好意的に多くの情報を提供して頂くことができ、大いに有益であった。また調査班の方々には短い日程の中で、多くの有益な知見をもたらしてくださった。それには今後の統計委員会の仕事を進めるに当たって大いに役立つと思う。

統計委員会委員長として心から感謝する次第である。

竹内 啓

調査の体制

○ 海外調査担当者・報告書執筆者

深尾京司 一橋大学経済研究所教授

乾友彦 日本大学経済学部教授

○ 第1回事前ヒアリング出席者(平成21年1月19日(月))

竹内啓 統計委員会委員長

松田芳郎 青森公立大学教授

森博美 法政大学経済学部教授

吉岡完治 慶應義塾大学産業研究所教授

○ 第2回事前ヒアリング出席者(平成21年1月28日(火))

竹内啓 統計委員会委員長

松田芳郎 青森公立大学教授

吉岡完治 慶應義塾大学産業研究所教授

○ 内閣府大臣官房統計委員会担当室

中島隆信 室長

杉原茂 参事官

高木博康 参事官

河合暁 参事官

久保田純 調査官

清水雅之 政策企画調査官

永島勝利 企画官

○ 請負先(事務局)

(財)統計研究会

I. 概要

(1) 調査の対象等

本調査は、我が国における事業所・企業についての統計の体系的整備に資するため、平成21年2月25日(水)から3月2日(火)にわたり、アメリカ・カナダにおける関係機関を訪問し、関係者へのインタビュー及び資料収集を行ったものである。

アメリカでは、

- ・行政管理予算局 (Office of Management and Budget, OMB)
- ・商務省センサス局 (Census Bureau, CB)
- ・商務省経済分析局 (Bureau of Economic Analysis, BEA)
- ・労働省労働統計局 (Bureau of Labor Statistics, BLS)

カナダでは、

- ・カナダ統計局 (Statistics Canada)

を訪問した。

特に、アメリカのセンサス局とBLSにおいては、当方からの質問に回答をもらうだけでなく、各調査の担当者からそれぞれ1時間程度、それぞれの調査に関する詳細なレクチャーを受けた。(センサス局では1日半に渡り11コマ、BLSでは3コマ)

(2) アメリカにおける調査結果

アメリカにおいては、統計調査の承認は行政予算管理局 (OMB) によって行われているが、主として調査客体の負担軽減の面からの審査であり、OMBの担当部署の人数が6名と少数であることもあって、各省庁からの申請ありきという性格が強い。

ただし、各省庁の担当職員レベルで活発な意見交換が行われており、実際、GDPの推計を担当している経済分析局 (BEA) からは、基礎統計を提供するセンサス局等に対し、調査項目の追加要求や、集計結果に異常が認められた場合の分析の要請 (ないし、BEAで個票を借りての分析) 等、活発な交流がある。学界や産業界との意見交換も、統計調査の計画に対するパブリックコメント制度以外にはフォーマルな形はないが、実質的に、活発に行われている。

統計調査における企業からの回答率は、回答義務のある調査 (5年おきの経済センサスや、多くの年次調査等) で80~90%、回答義務のない調査 (多くの月次や四半期調査) で60%程度である。郵送調査が基本であることを考えるとかなり高い回答率とも言えるが、例えば経済センサスの場合、回答期限は (調査対象年の翌年の) 2月であるものの、その後の各種督促により、10月までに何とか回答率を確保する、という状況である。回答率を向上させる手段としては、事前の周知や郵送督促、電話督促、回答義務があるこ

との注意喚起等、わが国とほとんど同じである。実際に回答拒否があっても罰則を適用するのが非常に困難であること（担当者にインタビューした限りでは、罰則を実際に適用したことはないようである）、そのため督促の際にも「罰則があります」ということを前面に押し出すのが困難であることも、わが国と同様である。ただし、回答率が低くても、最終的には内国歳入庁のデータを使って補完（ないし推計）ができてしまう、というところに強みがある。

統計の整備については、年次や四半期の調査がサービス産業の一部分しかカバーしていない（5年ごとの経済センサスでは、当然、全てをカバーしている）等、まだまだ未整備の部分もある。しかしながら、今後3年計画で、四半期調査でサービス分野のすべてをカバーする計画である等、対応は早い。月次や四半期のサーベイ調査を行う場合には、年次調査のサブサンプルを対象に調査を行っており、概念の統一化も図られている。

行政記録情報の活用については、内国歳入庁のデータをセンサス局が定期的に入手してビジネスレジスターに取り入れたり、社会保障庁の失業保険データをBLSが入手して四半期の統計を作成したり、かなり進んでいる。その一方で、センサス局・BLS・BEAといった統計機関の間の情報共有はこれまで厳しく制限されてきた。これについては、「秘匿情報保護と統計の効率性に関する法律(CIPSEA)」の制定により、情報共有への道が開かれたが、元々が内国歳入庁から提供された情報により作成されたデータについては対象外である等、まだまだ不十分な点もある。

(3) カナダにおける調査結果

カナダ統計局は極めて集権化された統計機構であり、公的統計のほとんどを所管している。そのため、統計調査の実施に関する関係機関との調整も、ほとんど局内で済んでしまう。ただし、この場合にあっても、担当者レベルでは活発な意見交換が行われているようである。1997年に組織を見直し、集計・公表分野を一元化した。

企業統計分野における回答率は横ばいないし低下傾向であり、回答義務のある調査でも70%程度である。しかも、この回答率は規模によって加重平均されたものであり、事業者単位での回答率は更に低いものとなる。統計法では無回答企業に対する罰金刑が定められているものの、実際の適用例はない。

ビジネスレジスターは、カナダ歳入庁のデータを主要な基礎資料として整備しており、経済統計分野における統一的な母集団フレームとして機能している。また、ヨーロッパ諸国と同様、大規模企業グループの動向を専門的にフォローするプロファイラーが置かれており、ビジネスレジスターの更新、メンテナンスを日常的に行っている。ただし、北欧諸国で見られるような、統計調査を行わずに統計を作成するといったことは、（ビジネスデモグラフィの作成を除き）行っていない。

行政記録情報の活用に関しては、カナダ歳入庁のデータがビジネスレジスターの主要な基礎資料となる等、税務情報を活発に使っている。無回答企業に関する欠損値の補完にも税務情報を使用する等、税務情報を最大限活用して統計の効率化を図る、というスタンスを取っている。

(4) 我が国に対するインプリケーション

アメリカ、カナダの両国とも、統計調査の計画に関して、フォーマルな諮問機関は置かれていない。しかしながら、Advisory Committee の助言を受けたり、関係機関との間で担当者レベルで活発に意見交換を行う等の方法で、統計間の調整が図られている。我が国においても、各府省間において、担当者レベルで実質的な議論が活発に行われるようになることが望ましい。

回答率に関しては、両国とも、郵送調査が中心であること、零細企業に対しては税務記録で代替し実際には調査を行わないこと等、わが国とは異なる状況があるが、70～90%程度にとどまっている。回答率を上げる工夫や、回答拒否に対して法律で罰金刑が規定されているものの実際の適用例はないこと等、我が国と状況は似通っている。ただし、回答が得られない場合でも、最終的には税務情報を活用して補完することが可能である点が、我が国と大きく異なる。

我が国では、統計調査に関する企業の負担軽減のため、いわゆる「裾切り調査」が広く行われているが、アメリカ・カナダのように行政記録により補完を行うめどが立っていない状況で裾切り調査が行われることには問題がある。

統計調査における概念等の統一化についても、アメリカでは例えば四半期調査は年次調査のサブサンプルに対して、より簡素化された質問項目とする等、配慮がなされている。我が国では、異なる分野における概念調整はもちろん、同じ製造業分野でも年次の工業統計調査と月次の経済産業省生産動態統計調査とで概念の統一が図られておらず、早急な改善の必要がある。

我が国の場合、現時点では、事業所・企業統計調査と工業統計調査、商業統計調査、法人企業統計調査等はそれぞれ異なる独自の母集団フレームを用いているが、今後は、経済センサス及び商業／法人登記簿情報から作成・維持される事業所母集団データベースに統一化されることが望ましい。その場合、経済センサスにおける調査項目をベースに、各統計調査における概念の調整・統一化が図られることが期待される。

サービス産業の統計においては、アメリカ、カナダともに改善の余地が大きく残されており、我が国においても、両国とも共同研究を進めながら、サービス産業の統計整備の方向性について議論を深めていく必要がある。

加えて、我が国ではマイクロデータの利用をした分析が欧米に比して遅れているが、ア

アメリカにおいてはマイクロデータの公開の実際の方法に関して、本報告書で記述したとおり、様々な実際的な工夫がなされており、今後経済学の実証研究の方向がよりマイクロデータを使用した研究に進んでいくものと考察されることから、アメリカの先進事例を参考にして、日本におけるマイクロデータ公開の具体的な方法を確立することが早急に求められている。

II. 事業所・企業についての統計の体系的整備に関する現地調査

1 はじめに ～ わが国の経済統計の現状と課題

わが国の経済統計は、現在、大きな転機を迎えている。これまでは、経済産業省「工業統計調査」が毎年の製造業の品目別出荷額を調査しており、毎月の「経済産業省生産動態統計調査」がその間を補完する動態調査として行われていた。そして、これら2つの統計は、コモディティ・フロー法を通じて、GDP推計の重要な基礎資料となっていた。それ以外の産業分野においても、各府省において、構造統計・動態統計が（一応は）作成されていた。また、産業横断的に、事業所・企業の基本的属性や、法人企業の経理項目等を把握する統計調査も実施されていた。

	月次・四半期	年次	5年ごと
建設業	建築着工統計		
製造業	経済産業省生産動態統計	工業統計	
情報通信業	通信・放送産業動態調査	通信・放送産業基本調査	
卸売・小売業	商業動態統計調査		商業統計 西暦末尾2,7の年 // 4,9の年に簡易調査
サービス業	特定サービス産業動態統計調査	特定サービス産業実態統計	サービス業基本統計 西暦末尾4,9の年
事業所企業			事業所・企業統計調査 西暦末尾1,6の年 // 4,9の年に簡易調査
労働	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計	
法人企業	法人企業統計	法人企業統計 経済産業省企業活動基本統計	
個人企業	個人企業経済調査		

ただし、上記の経済統計体系に対しては、次のような批判が寄せられている。

- ① 大規模統計調査が、基本的に省ごとに、産業別に、異なる年次・周期で実施されており、既存の大規模統計調査の結果を統合したとしても、わが国全体の包括的な産業統計を得ることができない。
- ② サービス産業に関する統計が不足している。（特定サービス産業実態調査・動態統計調

査は、名前のとおり、サービス産業の中の特定の業種に限って調査を行っている)

- ③ それぞれの調査が別々の母集団名簿に基づいて行われているため、各種統計調査の結果をマイクロベースで組み合わせて分析することが困難である。また、事業所・企業の改廃が激しい中、対象となる事業所・企業を的確に捉えられているか疑問がある。

これらの批判に対しては、

- ① 経済活動を同一時点で網羅的に捉える「経済センサス」の創設
- ② サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握する「サービス産業動向調査」の創設
- ③ 事業所・企業を対象とする統計調査の母集団フレームとなり、また、商業・法人登記簿等の各種情報により随時更新される「事業所母集団データベース」の整備

という形で改善が図られてきたところであるが、経済センサスについては本年7月に第1回目の「経済センサス - 基礎調査」が実施され経理項目を把握する「経済センサス - 活動調査」は平成24年実施(予定)、サービス産業動向調査については昨年7月に調査を開始し現在は精度検証中、事業所母集団データベースについては更新のために利用可能な情報を今後検討、という状況であり、今後、なお、検討の必要がある。

今後は、経済センサスを大きな軸(ないしはバックグラウンド)として、各種経済統計を体系的に整備していく必要がある。各種概念や調査項目の整理も、経済センサスを軸として、年次・四半期統計との整合性をもって整理していくことが考えられる。ただし、概念や調査項目の変更には、以前の統計と接続ができなくなるという問題点も有しており、拙速を避け、十分な検討が必要となろう。

また、経済統計は、政府の各種施策の基礎資料となるだけでなく、経済界・学界にも広く利用されているが、これらユーザーからは、経済統計に対する批判や各種要望があるのも事実である。それらの批判の中には、統計メーカーとユーザーとの対話不足によるものもあるが(補論)、そういった誤解を防ぐための対話の促進とともに、ユーザー側の要望をどのように統計体系の整備に活かしていくかの仕組みづくりも必要となろう。

さらに、民間ユーザーとの対話だけでなく、政府部内においても、これまで以上に、緊密な連携が望まれる。当初、平成23年6月ないし7月に実施が予定されていた「経済センサス - 活動調査」が、GDP統計の年次確報の推計スケジュールに間に合わせるために、実施時期の見直しを余儀なくされたのは記憶に新しい。新規の統計調査の開始や調査項目の見直しの際の議論はもちろん、もっと日常的に、基礎統計担当者と加工統計担当者とが、率直に意見交換しあう場が必要であろう。

一方、これからの経済統計は、調査環境の変化にも適切に対応していく必要がある。財務省「法人企業統計調査」の回収率をみると、小規模の企業(ここでの規模は、資本金額による。)ほど回収率は低く、また、時系列でみて低下しつつある。また、わが国では依然

として統計調査員が事業所を訪問し調査票を配布・収集する方式が主流を占めているが、調査員の高齢化や、それに伴い調査員の確保の困難度が増してきていることが指摘されている。これらの問題に対処するために、行政記録情報の活用が提言されているものの、実際には当該行政記録情報を所有している府省の協力が得られにくい状況にある。新統計法では、行政記録情報の提供に関する協力要請の規定が設けられたが、必ずしも強制力を持った規定ではないこともあり、どのようにして関係者の理解、ひいては国民的な合意を得ていくかは依然として大きな問題である。また、行政記録情報は一般的に法人単位で作成されているが、事業所単位での把握が必要な地域別統計や多国籍企業等の把握のためには、行政記録情報だけでは不足することにも留意しておく必要がある。

本調査の目的は、わが国における経済統計の体系的な整備のために、アメリカ・カナダにおける、

- ① 統計調査の企画立案
- ② 行政記録情報の活用
- ③ 企業からの回答率
- ④ 母集団フレームの整備
- ⑤ 統計間の連携

について調査し、わが国へのインプリケーションを得ることである。

よく知られているように、アメリカは、わが国と同様、分散型の統計機構を採用しており、行政管理予算庁（Office of Management and Budget, OMB）の統計・科学政策部が、統計プログラム改善の長期計画の立案や統計予算のレビュー等の調整機能を持っている。また、アメリカは、先進国の中では、我が国と並んで経済センサスを実施している数少ない国の一つである。

一方、カナダは、集権型の統計機構を採用しており、カナダ統計局（Statistics Canada）においてほとんどの統計調査を実施するとともに、GDP統計をはじめとする加工統計についても推計を行っている。また、Business Survey およびカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）のデータにより事業所フレームの整備を行っている。

このように、性格の大きく異なる両国ではあるが、経済統計の整備に関しては先進的であり、国際的な議論をリードする立場にある。両国の経済統計の体系的整備を扱った本調査が、我が国の経済統計の発展に資することを期待している。

(補論) わが国のGDP推計の精度をめぐる問題

わが国のGDP統計に対しては、「1次速報から、2次速報ないし年次確報までの改定幅が大きすぎる」との批判が寄せられている(例えば、総合研究開発機構(2008)「統計改革への提言」等)。しかし、わが国のGDPの推計精度はそれほど低いのだろうか。

各国の四半期GDP推計のその後の改定状況をまとめたOECDデータベースの結果によれば、なるほど日本のGDP推計(実質成長率)の改定幅は、ノルウェー、ポルトガル、韓国等と並んで、非常に大きくなっている。しかしながら、日本では、2008年8月に新しい四半期推計方法に移行し、それまでの需要側データ(家計調査など)中心の推計から、需要側と供給側を組み合わせた方法に移行した。それにより、公表が早期化されるとともに、(驚くべきことに)推計精度も向上している。舘(2007)「OECD諸国におけるGDPの改定状況～OECDリビジョンデータベース」(『季刊国民経済計算』No. 134, p. 7-13)によれば、新推計方式以降後の推計精度は、アメリカ等と遜色ない程度にまで改善してきている。

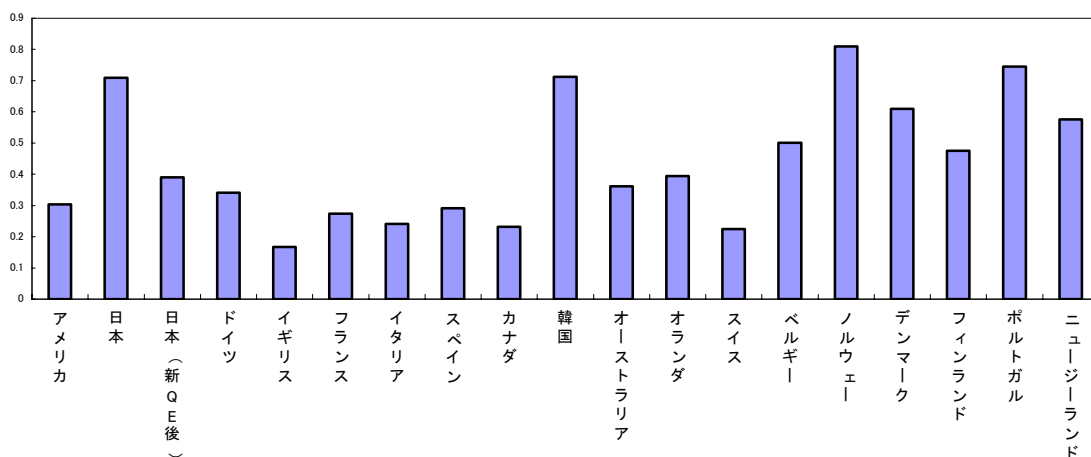
また、「わが国の四半期GDP推計は、需要側データと供給側データを組み合わせているため、主として供給側データから作成される年次推計との乖離が大きくなるのではないか」、「2次速報で、供給側データである法人企業統計調査を取り込むのがおかしいのではないか」との批判もあるが、四半期推計における需要側・供給側それぞれの推計精度を検証した結果によれば、需要側と供給側の推計精度は同程度ないし需要側の方が精度が高い。

(国民経済計算調査会議・第2回推計手法検討委員会提出資料(2007. 4. 19))

わが国のGDP年次推計の主な基礎資料は「工業統計調査」であるが、四半期推計でそれに対応する「経済産業省生産動態統計」とで、標本設計、調査項目、概念等に関して統一はとれていない。我が国の四半期GDP推計の精度を向上させるためには、まず、年次の統計調査に対応して、どのような月次・四半期の統計を整備していくかを考えるべきであろう。

(参考) 各国の四半期GDP速報の精度

(四半期速報での成長率(実質・季節調整済み)について、当初公表値と、3年後の公表値とを比較し、その改定幅の絶対値平均を比較したもの)

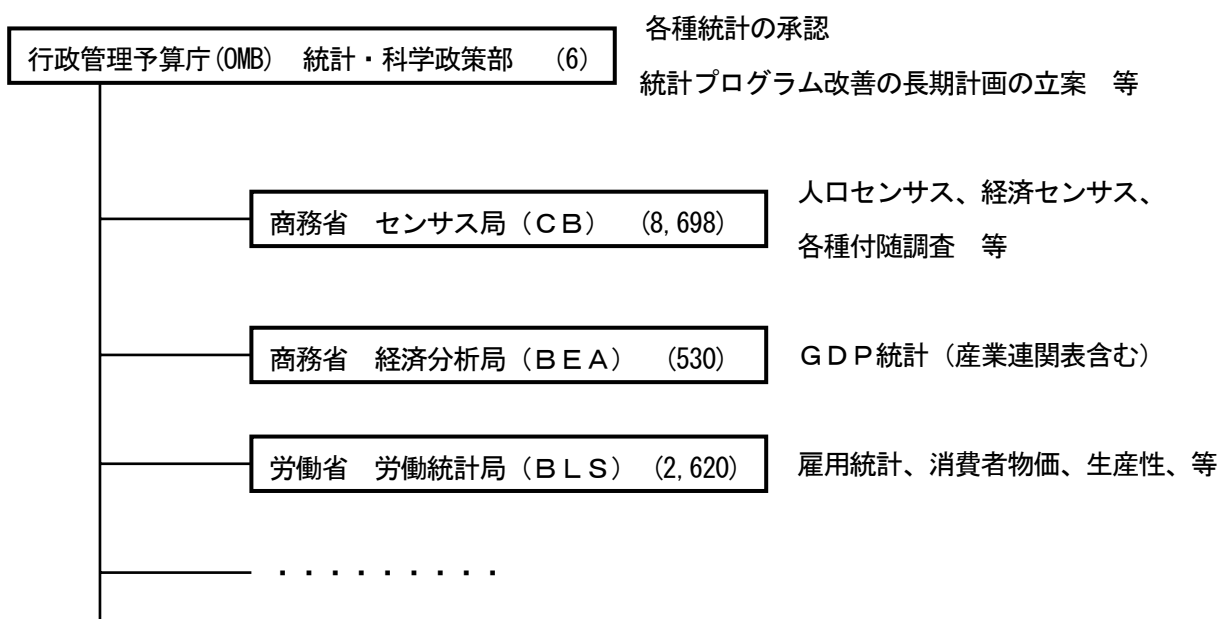


2 アメリカの状況

(1) 統計機構

よく知られているように、アメリカは、我が国と同様、分散型の統計機構を採用しており、行政管理予算庁（Office of Management and Budget, OMB）の統計・科学政策部が、各種統計の承認や統計プログラム改善の長期計画の立案、統計基準の策定等の調整機能を持っている。

その下で、商務省センサス局（CB）、労働省労働統計局（BLS）、教育省国立教育統計センター等が統計調査を実施するとともに、商務省経済分析局（BEA）、労働省労働統計局（BLS）において加工統計を作成している。



注) カッコ内の数字は定員数 (パートタイム含む)。

出所: Statistical Programs of the United States Government, OMB (FY2009)

予算規模については、大規模調査が行われる年とそうでない年で大きく異なる。例えば、アメリカの人口センサスは10年ごと（西暦末尾が0の年）に行われるが、2000年人口センサスでは総経費が64億ドル、そのうち調査実施年の2000年には45億ドルを支出している。そのため、通常の年ではセンサス局の予算は7億ドル程度であるのが2000年には48億ドルにもなっている。一方、経済センサスは5年ごと（西暦末尾が2,7の年）に実施されているが、2007年経済センサスをみると、予算支出は事前準備のための2005年から結果公表の2010年にまでわたっている。

2007年経済センサスの予算規模

会計年度	予算額(百万ドル)
2005	1. 4
2006	71. 2
2007	82. 0
2008	128. 0
2009	118. 7
2010	109. 0
合計	510. 3

出所) センサス局作成資料

2007年経済センサスは調査対象年が2007年であり、調査票の郵送等も2007年に行われるが、調査票の提出期限が2008年2月、それ以降も提出の督促を10月頃まで行うので、2008年の予算規模が最も大きくなっている。日本の2009年経済センサスの総予算規模は約60億円であるので、アメリカはその10倍の経費をかけている、ということになる。

諮問委員会としては、「連邦統計方法論委員会 (Federal Committee on Statistical Methodology , FCSM)」がOMBに設けられている。同委員会は連邦統計機関の統計実務に関する情報交換や新しい方法論の導入の勧告等を行うが、わが国の統計委員会のような諮問・答申を行う機関ではない。その他には、「統計政策に関する各省庁間協議会 (inter-agency committee)」が設けられ、連邦政府の各統計機関の長をメンバーとして、政府全体としてどのような統計を作成すべきかや、調査方法、分析・公表等について議論される。各統計機関の総合調整は、実質的に、この協議会で行われているとみてよい。

その他、センサス局やBEA、BLSでそれぞれ諮問委員会を有しており、経済統計分野ではこれら3つの局に対する諮問委員会として「連邦経済統計助言委員会 (Federal Economic Statistics Advisory Committee, FESAC)」が置かれているが、経済学者や統計

学者がメンバーとなっており、各局での検討・研究の結果を紹介しコメントをもらうという、研究会ないし助言機関という性格が強い。当該委員会は、1年に2回程度の頻度で開催される。

(2) 統計調査の企画立案

上述のとおり、アメリカにおいては、統計調査を実施する際に、日本の統計委員会のような、諮問・答申機関はない。ただし、新たに統計調査を実施する場合には、ペーパーワーク削減法の規定により、OMBの承認を得なくてはならない。調査内容を変更する場合には再度の承認が必要となるが、変更がない場合でも最低3年ごとにレビューが行われ、再承認を得なくてはならない。

その過程で、統計調査の実施計画はパブリックコメントに付され、各方面からの要望等が取り入れられることになる。産業界や学界との調整については必ずしも制度化されていないが、この過程で、業界団体や、各省に設けられている Advisory committee への説明が行われ、そこでの意見が反映される。

さらに、BEAとセンサス局とでは、担当者レベルで四半期ベースで議論する場があり、実際に、2002年経済センサスの調査項目に関してBEAから追加要望を出したり、研究開発投資やソフトウェア投資をGDPの総固定資本形成に計上するために四半期サービス統計での調査項目を増やすよう要望したり、ということが行われている。BEAからセンサス局への要望はかなり多く多岐にわたるため、まず、BEA内部で、首席統計官のところで部内のヒアリングを行い、要望の優先順位を付けるという作業を行っている。

(3) 行政記録情報の活用

アメリカでは、1953年の経済センサスの予算獲得失敗と、それを受けた1954年のワトキンス報告書の提言を受けて、行政記録情報の統計への利用が進められた。

法律上の規定としては、米国法第13編「センサス」に、センサス局から情報提供依頼をすることができる規定がある。

○他の連邦省庁から提供された情報；他の公的・民間情報源からの報告の取得

(Information from other Federal departments and agencies; acquisition of reports from other governmental and private sources U.S. Code, Title13, Sec.6)

(a) 商務長官は、それが望ましいと考えたときはいつでも、他の省庁、あるいは連邦政府の事業所、あるいはコロンビア特別区の政府に対して、この法規に定められた業務に適切な情報の提供を要請することができる。

The Secretary, whenever he considers it advisable, may call upon any other department, agency, or establishment of the Federal Government, or of the

government of the District of Columbia, for information pertinent to the work provided for in this title.

一方、要請を受けた側の対応としては、第26編「内国歳入法」に以下の規定がある。

○申告及び申告情報の秘密保護と開示

(Sec. 6103. Confidentiality and disclosure of returns and return information)

(j) 統計への利用

(1) 商務省

商務省長官の文書による要請に対し、内国歳入庁長官は、

(A) 申告情報をセンサス局の局員及び雇用者に、

(B) 企業の申告情報を経済分析局の局員及び雇用者に対して提示しなければならない。

そして内国歳入庁長官は規則により、ただし必要である範囲内で、諸センサス、国民経済計算の推計、法により認められた範囲の統計活動の実施の目的に利活用を規定することができる。

(j) Statistical use

(1) Department of Commerce

Upon request in writing by the Secretary of Commerce, the Secretary shall furnish--

(A) such returns, or return information reflected thereon, to officers and employees of the Bureau of the Census, and

(B) such return information reflected on returns of corporations to officers and employees of the Bureau of Economic Analysis,

as the Secretary may prescribe by regulation for the purpose of, but only to the extent necessary in, the structuring of censuses and national economic accounts and conducting related statistical activities authorized by law.

また、秘密保護規定については、同法の第9節に以下の規定がある。

○秘密情報：例外 (Sec. 9. Information as confidential; exception)

(a) 商務長官だけでなく、商務省とその部局、センサスの窓口である地方政府の公務員は、本法第10章第8節及び16節、商務省、司法省、国務省、裁判所及び関連する機関の1998年歳出法第210節、1997年農業センサス法第2節(f)に規定された場合を除き、

(1) この法規の規定の下で提示された情報を、それが提供された統計目的以外には使用してはならず、あるいは

(2) この法規の下で特定の事業所あるいは個人が識別できるような開示をしてはなら

ず、

(3) 宣誓した商務省とその部局、そしてセンサスの連絡窓口である地方政府の公務員あるいは雇用者以外の者が、個人の報告を調べることを許してはならない。

この法規を実行する商務長官を除く、省、局、庁、公務員、あるいは政府の雇用者は、いかなる理由においても、事業所あるいは個人について記録されたセンサス報告の複写を要求してはならない。センサス報告の複写は、法的な手続きを免除され、関係する個人や事業所の了解なしに、いかなる訴訟あるいは他の司法あるいは行政手続の証拠として認められず、いかなる目的にも利用されない。

(a) Neither the Secretary, nor any other officer or employee of the Department of Commerce or bureau or agency thereof, or local government census liaison, may, except as provided in section 8 or 16 or chapter 10 of this title or section 210 of the Departments of Commerce, Justice, and State, the Judiciary, and Related Agencies Appropriations Act, 1998 or section 2(f) of the Census of Agriculture Act of 1997—

- (1) use the information furnished under the provisions of this title for any purpose other than the statistical purposes for which it is supplied; or
- (2) make any publication whereby the data furnished by any particular establishment or individual under this title can be identified; or
- (3) permit anyone other than the sworn officers and employees of the Department or bureau or agency thereof to examine the individual reports.

No department, bureau, agency, officer, or employee of the Government, except the Secretary in carrying out the purposes of this title, shall require, for any reason, copies of census reports which have been retained by any such establishment or individual. Copies of census reports which have been so retained shall be immune from legal process, and shall not, without the consent of the individual or establishment concerned, be admitted as evidence or used for any purpose in any action, suit, or other judicial or administrative proceeding.

税務情報の活用については、経済センサスにおいて、小規模事業所に対する調査を省略して税務情報で代替する、という使われ方をしている。また、BEAでは、同局で行った推計の精度検証のために、内国歳入庁に特別集計を依頼するというも行っている（ただし、特別集計をやってもらうためには、BEAで経費を負担する必要があり、予算削減の中ではなかなか困難な面もあるとのことであった）。

一方で、センサス局・BLS・BEAといった統計機関間での情報の共有は、これまで厳しく制限されてきた。背景には、単一の省庁が巨大な情報を保有することに対する警戒感があったと思われる。2002年の「秘匿情報保護と統計の効率性に関する法律(CIPSEA)」により、統計機関間の情報共有への道が開かれたが、同法では例えばセンサス局が内国歳入庁から得た情報は含まれておらず、今後も改善の余地がある。(2008年大統領経済報告)

2002年秘匿情報保護と統計の効率性に関する法律(抜粋)

サブタイトルB 統計効率化

522条 指定統計機関

本サブタイトルにおいては、指定統計機関とは、以下の機関とする。

- (1) 商務省センサス局
- (2) 商務省経済分析局
- (3) 労働省労働経済局

523条 指定統計機関の責務

指定統計機関の長は、

- (1) 統計目的で公共から報告を受ける情報について、重複を排除し報告者の負担及び費用を軽減する機会を認識し、
- (2) 統計プログラムの改善と費用削減に関する共同統計プログラムに参画しなければならない。(後略)

Confidential Information Protection and Statistical Efficiency Act of 2002

Subtitle B--Statistical Efficiency

SEC. 522. DESIGNATION OF STATISTICAL AGENCIES.

For purposes of this subtitle, the term 'Designated Statistical Agency' means each of the following:

- (1) The Bureau of the Census of the Department of Commerce.
- (2) The Bureau of Economic Analysis of the Department of Commerce.
- (3) The Bureau of Labor Statistics of the Department of Labor.

SEC. 523. RESPONSIBILITIES OF DESIGNATED STATISTICAL AGENCIES.

The head of each of the Designated Statistical Agencies shall--

- (1) identify opportunities to eliminate duplication and otherwise reduce reporting burden and cost imposed on the public in providing information for statistical purposes;

(2) enter into joint statistical projects to improve the quality and reduce the cost of statistical programs;

(4) 企業からの回答率

アメリカの統計調査は、日本と異なり、調査票を郵送し、郵送で回収する方法が一般的であるが、最近では、それに加えて、電話での聞き取りやファックス、プッシュホンやオンライン回答など、様々な回答方法がとられている。

センサス局で実施している経済センサスは、5年周期（西暦末尾2,7の年）に実施されるが、雇用者を持たない小規模企業については行政記録情報で代替し、それ以外の企業については郵送で調査を行っている（一部オンライン回答あり）。法律で回答義務が課されているが、回答率は80～90%程度である。回答率を向上させるために、①調査の有用性についてホームページ等で周知し意識の向上を図る、②書類を送る封筒に「回答義務があります」と表示、③大企業に対して早めの周知を行う、④郵送や電話督促を行い最終的には商務省の首席法律顧問名で「15日以内に回答がない場合は司法省に通知する可能性があります」との手紙を送付、等の対応をとっている。2007年経済センサスについては、2008年2月が回答期限であったものの、その時点では2割程度しか回収できず、同年10月まで上記の督促を繰り返し行い、回答率を上げている。

センサス局で実施しているその他の事業所対象調査については、年次調査は基本的に回答義務が課されており回答率は80%程度、四半期や月次調査については一般に回答義務がなく回答率は60%程度である。なお、回答義務がある調査について、回答率が80%を切ると、OMBから改善策を求められるため、何とか80%を確保している、という事情がある。

BLSで行っている雇用統計調査（Current Employment Statistics）は、15万企業を対象に月次レベルで調査を行っている（回答義務のない任意調査）が、第1回目についてはオペレーターが電話で説明をするものの、2回目以降はEDI（Electronic Data Processing）と呼ばれる、給与支払いシステムから自動的にBLSへ回答が転送されるシステムや、ファックス回答、プッシュホン、ウェブ等の回答方法を用いている。1993年にはCurrent Employment Statisticsの回答企業のうち86%が郵送回答であったが、2008年では44%がEDI、次いでウェブ回答15%となっている。回答率（民間企業計）は50%台であり、下降傾向にある。原因としては、最近、質問項目を増やしたこと（総雇用時間や月間の総収入など）や、企業が給与支払事務を外注化していること等が考えられる。そのため、月間総収入については調査項目から落とす、ということを行っている。調査内容の変更の際には、パブリックコメントや意見招請により、産業界との調整を行っている。

罰則については、法律上は、回答拒否は5千ドル以下の罰金、意図的な虚偽回答は1万

ドル以下の罰金と規定されているが、(担当者にインタビューした限りでは) 実際に罰則が適用されるケースはないようである。日本と同様、罰則を振りかざして虚偽回答を招く懸念が否定できず、また、実際になかなか罰則を適用することか困難であるという足元をみられないために、各種パンフレットにも、「回答義務がある調査です」とは書けても、「違反した場合は・・・」という罰則までは書けないようである。また虚偽あるいは錯誤によるデータに関するチェック機能として内国歳入庁による税の情報が活用されている。

(5) 母集団フレームの整備

アメリカでは、事業所に関する母集団フレームは「ビジネスレジスター (BR)」として、センサス局により管理・運用されている。

現在、約 2700 万企業、2800 万事業所が記録されている。

収録項目としては、

- コンタクト情報：名称（正式名と通称）、所在地（郵送の宛先）、
調査回答担当者の氏名・電話・ファックス・メールアドレス
- 分類情報：NAICS コード、地域、法的形態、企業形態（支所の有無等）
- 規模・活動指標：雇用者数、給与、売上・総資産・費用・在庫
- コントロール状態指標：企業の活動状態、統計調査のサンプルの状況、
郵送された書式の種類や回答方法等

となっている。

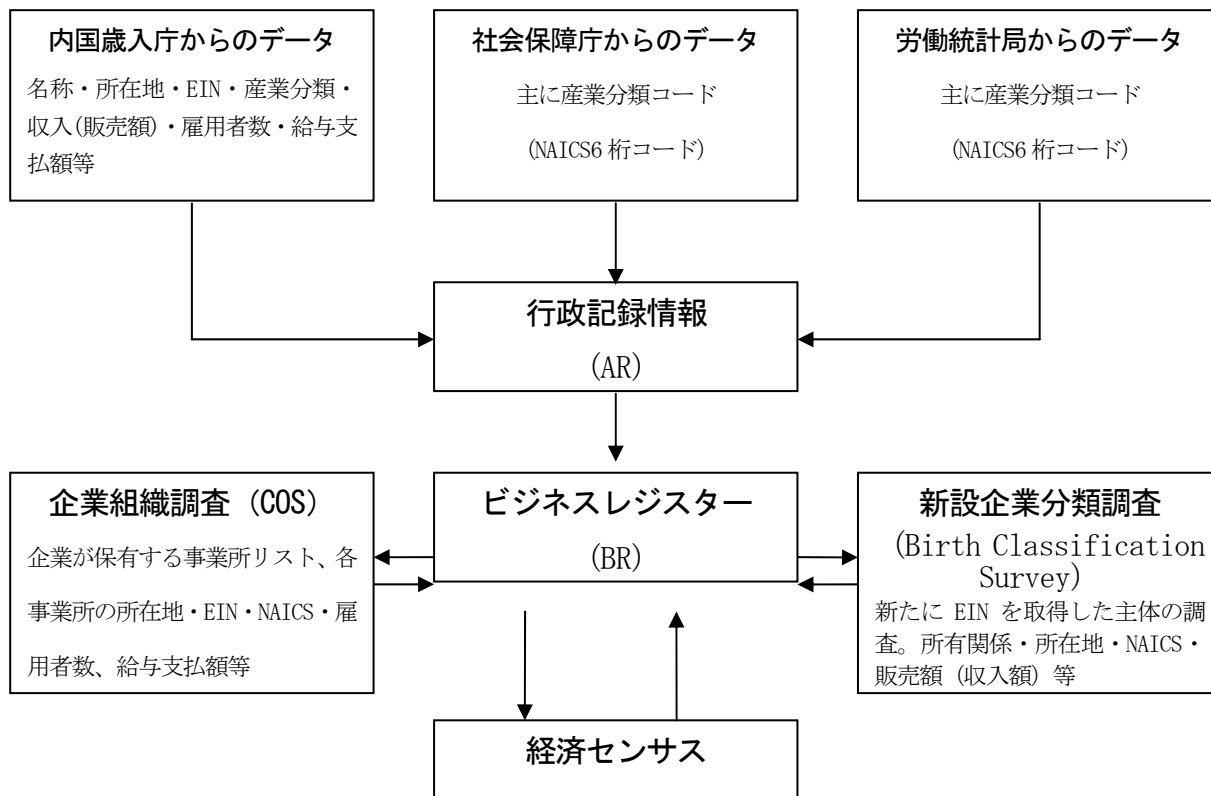
ビジネスレジスターの主要な情報源は、内国歳入庁の行政記録情報である。内国歳入庁では、企業が雇用主識別番号 (EIN) を取得する際に、企業から各種の情報を提出させているが、それを基に、ビジネスレジスターに対し、企業の名称・所在地・産業分類・収入（販売額）・雇用者数・給与支払額等の情報を提供している。また、それ以外に、社会保障庁、労働統計局から、主として、産業分類に関する情報が提供される。

上記の情報源は、EIN の取得単位ごとの情報となっているが、これは納税主体の都合に合わせて設定されているため、必ずしも企業ないし事業所と 1 対 1 の対応がとれているものではない。それを補うため、センサス局では、

- ・企業組織調査：複数事業所を有する企業を対象に、毎年、当該企業が保有する事業所のリスト及び、各事業所の所在地・EIN・産業分類・雇用者数・給与支払額等を調査
- ・事業所・専門分類報告調査：新たに EIN を取得した主体に対し、その所有関係・所在地・産業分類・販売額等を調査

の 2 つの調査を行い、EIN と企業・事業所の対応関係をつけている。

ビジネスレジスターは、各種統計調査の母集団フレームとして用いられているが、5年ごとに実施される経済センサスの名簿としても用いられる。そして、経済センサスの結果がビジネスレジスターにフィードバックされ、ビジネスレジスターの更新が行われる。



注) 菅・宮川「アメリカ経済センサス研究」p. 4 図 1.1 をもとに一部修正

(6) 統計間の連携

産業分類コード等の統計基準に関しては、北米産業分類(NAICS)を用いる等、加工統計・一次統計を通じて、統一が図られている。ただし、実際の運用上では、センサス局の管理するビジネスレジスターと労働統計局の管理するそれとで実際に企業に付与した産業分類コードの相違がみられることや、経済分析局と労働統計局とでマクロ経済指標の推計結果が異なるといった問題も発生している(「2008年大統領経済報告」第8章)。以前は、一つの官庁が広範囲のデータを所有することを避けるために、BEA/BLS/センサス局相互の間のデータ共有は禁じられていたが、2002年に「秘匿情報保護と統計の効率性に関する法律(CIPSEA)」が成立し、BEA/BLS/センサス局相互のデータ共有への道が開かれた。

また、加工統計を担当しているBEAから一次統計側へは、例えば、

- ・月次の小売物価統計について、年次補正のときに下方修正が続いているが、データの作成方法に問題がないか
- ・産業連関表を作成する際に、財によっては、輸出額が出荷額より大きく総供給がマイナスになったりするが、問題はないか

等についてBEAから問題を提起し、一次統計側から(所定の手続きを踏んで)マイクロデ

一タを借り受けてBEAで分析する、といったことが行われている（一次統計側も、自らの集計方法に誤りが無いことを納得してもらうために、BEAへのデータ貸出については特に問題にしていないようである）。

一次統計側と加工統計側との間でコンフリクトが生じたときは、特別な解決方法があるわけではなく、各レベルにおいて議論と調整を行い、調整がつかなかったときはレベルを上げて同様の議論－調整プロセスを繰り返す、ということであった。

(7) GDP推計の基礎統計

アメリカのGDP推計の主要な基礎統計は、センサス局の実施するサーベイ調査である。例えば、家計最終消費支出については、センサス局の小売統計（survey of retail trade）が用いられる。四半期推計では月次のサーベイ調査の結果が用いられるが、年次推計では年次のretail trade surveyの結果が用いられる。ただし、年次のretail trade surveyの結果は、対象年の1年3か月後の公表であるため、GDPの第1次年次推計（翌年7月公表）には間に合わない。そのため、第1次の年次推計では四半期推計と同様に月次サーベイ調査が用いられ、第2次の年次推計（翌々年7月公表）から、annual retail trade surveyが取り入れられる。家計調査（Consumer Expenditure Survey）の結果は、基本的には利用されていない。

民間総固定資本形成については、四半期推計および第1次の年次推計ではセンサス局の月次工業統計調査（monthly survey of manufactures）の出荷額を基に、簡易化されたコモディティ・フロー法により推計している。年次推計（第2次）においても同様に、センサス局の年次工業統計調査（annual survey of manufactures、11か月後に公表）の出荷額からコモディティ・フロー法による推計を行っている。

家計調査ないし資本支出調査（Capital Expenditure Survey）等の需要側統計を使わない理由としては、供給側統計を利用した推計では詳細な財分類に基づく推計が行われるものの、需要側統計では詳細な財分類別のデータが得られないという要因が挙げられる。

在庫については、流通在庫はsurvey of retail trade、その他の在庫については産業分野別にsurvey of manufactures等により推計している。なお、産業分野によっては年次ベースでしか在庫データが得られないものもあるので、それらに対する四半期推計は、トレンド推計等が用いられている。

サービス分野の統計整備は遅れている。もちろん、5年に1回の経済センサスでは、全てのサービス分野がカバーされ、GDPの55%を占めているが、年次サービス調査では一部の産業しかカバーしておらずGDPの30%、四半期ではGDPの17%しかカバーしていない。そのため、BEAでは、データが得られない分野については、5年ごとの経済センサスから作成されるベンチマーク年産業連関表をもとに、トレンド推計や代理変数

による外挿（BLSのデータによる賃金×労働者数、等）により推計を行っている。なお、センサス局では、2009年から3年計画で、サービス分野の統計の拡充を目指しており、四半期レベルでもサービス業全体をカバーする予定とのことであった。

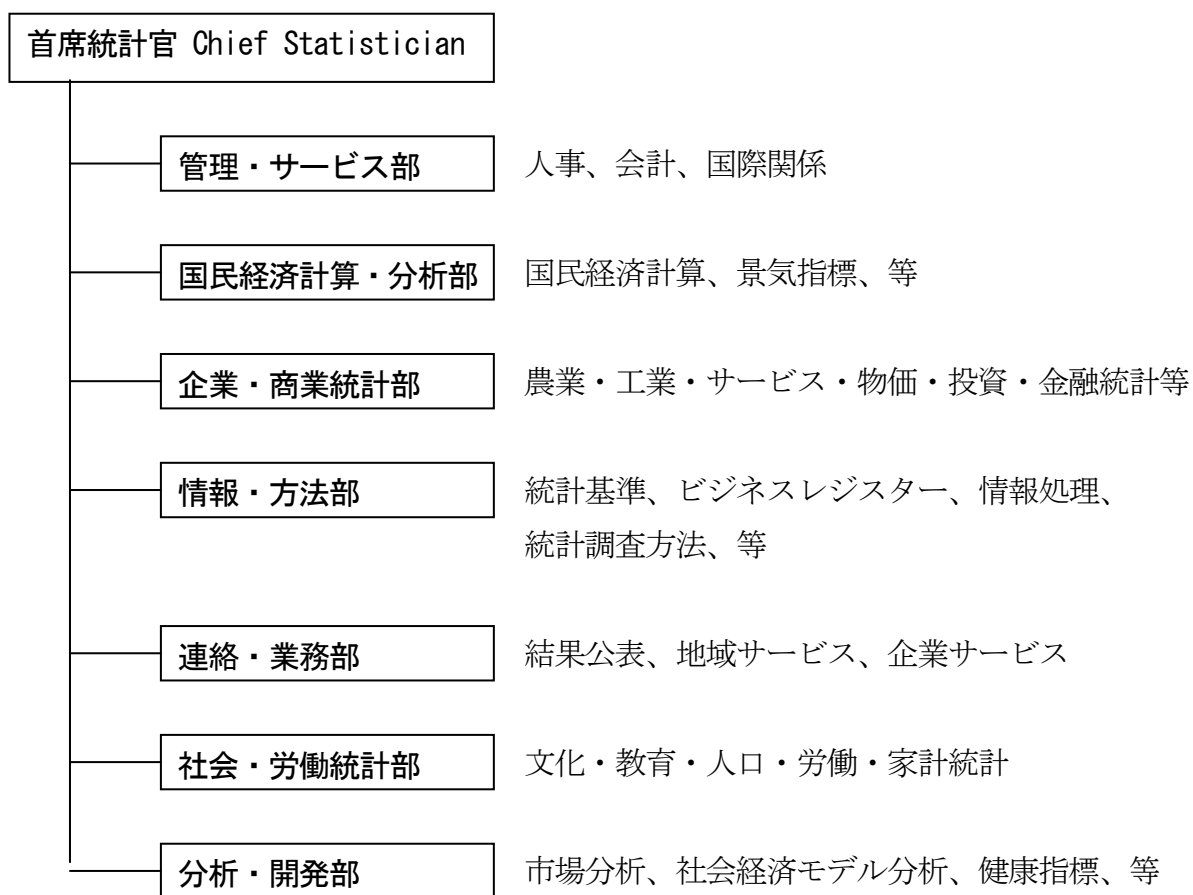
日本ではGDPの四半期推計と年次推計との乖離がしばしば問題となるが、アメリカではあまり問題となっていない。補論で簡単に触れたように、アメリカにおいても、四半期推計値のその後の改定はかなりあるのだが、改定の理由を丁寧に説明していること、またユーザー側も速報値が改定されるのは当然であると受け止めていることが背景として考えられる。また、アメリカでは、月次の trade survey と年次のそれとが統一的に設計されており、基礎統計レベルで、四半期推計と年次推計との乖離があまりないことが、改定幅を小さくしている要因になっている。

3 カナダの状況

(1) 統計機構

カナダの統計機構は集権型となっており、カナダ統計局 (Statistics Canada) が集権的に統計の企画立案、統計調査の実施、結果の集計・公表、国民経済計算等の加工統計の作成・公表を行っている。一部の省庁では業務の副産物的に統計を作成しているところもあり、また、州統計部局で統計を作成しているところもあるが、大部分はカナダ統計局が作成している。カナダ統計局全体で、5つの地方事務所と、約6000人の職員を擁している。

組織構成としては、首席統計官 (Chief Statistician) の下に、7つの部が置かれている。ただし、厳格な縦割り組織ではなく、例えば国民経済計算において研究開発投資の資本計上が議論されるやいなや10名程度のチームを立ち上げて検討を開始する等、フレキシブルな組織となっている。



1997年に組織を見直し、集計や結果公表については専門の部署を設けて、その部署で統一に行うシステムとした。

Statistics Canada は、通常、「カナダ統計局」と訳されているが、どこかの省庁に属する局ではなく、政府内の独立した一機関である。ただし、議会への報告等は、工業大臣を通じて行っている。

部外の諮問機関としては、学者等から構成される、分野ごとの Advisory Committee が設

けられている。国民経済計算やサービス統計、物価統計の分野では年2回程度、その他の分野については年1回程度開催され、カナダ統計局に対してアドバイスをを行う。

(2) 統計調査の企画立案

カナダ統計局は極めて集中化された組織であるため、統計調査の企画立案にあたっては、ほとんどが局内で調整が行われる。経済統計分野では局内の国民経済計算部（同部は産業連関表の作成も担当）が最大のユーザーであり、局内調整の過程で活発な議論が行われているようである。統計調査間の各種概念の調整も、ここで行われる。その他、カナダ銀行や財務省等の関係行政機関との調整も行われる。

学界や産業界との、フォーマルな調整の場は存在しないが、学界について上記の Advisory Committee での議論、産業界については新規調査項目を盛り込むときに業界団体と意見交換を行ったり特定のサンプル(focus group)に対し試験調査を行うという形で調整を行っている。カナダでもペーパーワーク削減法があり、企業の回答負担の軽減にはかなり気を使うようである。

(3) 行政記録情報の活用

カナダ統計局では、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）から得られるデータを最大限活用する、という方針をとっている。ビジネスレジスターの主要情報源はカナダ歳入庁からのデータであり、また、統計調査における無回答企業の補完にも、税務データを用いている。

秘密保護については厳格であり、局内の利用についても、税務情報にアクセスできる職員は限定されている。

法律上の規定としては、カナダ統計法（Statistics Act）に、まず、その所掌事務として以下の規定がある。

○統計法 第3条（カナダ統計局）

カナダ統計局に、次の各号の職務を所掌させる。

- (b) 他の行政機関と協力し、統計情報（当該行政機関の業務を通じて取得される統計を含む）を収集し、加工し、及び公表すること。
- (d) 行政機関により収集される情報の重複の排除を促進すること。

Statistics bureau

3. There shall continue to be a statistics bureau under the Minister, to be known as Statistics Canada, the duties of which are

- (b) to collaborate with departments of government in the collection, compilation

and publication of statistical information, including statistics derived from the activities of those departments;

(d) to promote the avoidance of duplication in the information collected by departments of government

そして、行政記録情報へのアクセスが、以下の条項で保証されている。

○統計法 第13条（記録へのアクセス）

行政機関、地方自治体、法人組織、企業、若しくはその他組織に保持されている文書又は記録であって、本法の目的で必要となる情報、当該情報の補完又は修正の支援に使用できる情報については、その管理者は、当該目的のために統計局長が当該情報の取得権限を付与した者に対して当該情報へのアクセス権を付与しなければならない。

Access to records

13. A person having the custody or charge of any documents or records that are maintained in any department or in any municipal office, corporation, business or organization, from which information sought in respect of the objects of this Act can be obtained or that would aid in the completion or correction of that information, shall grant access thereto for those purposes to a person authorized by the Chief Statistician to obtain that information or aid in the completion or correction of that information.

(4) 企業からの回答率

カナダにおける事業所対象の統計調査は、アメリカと同様、郵送調査がメインである（一部、オンライン回答あり）が、回答率は横ばいないし下降気味であるとのことで、回答義務があるにもかかわらず、回答率は70%程度とのことである。

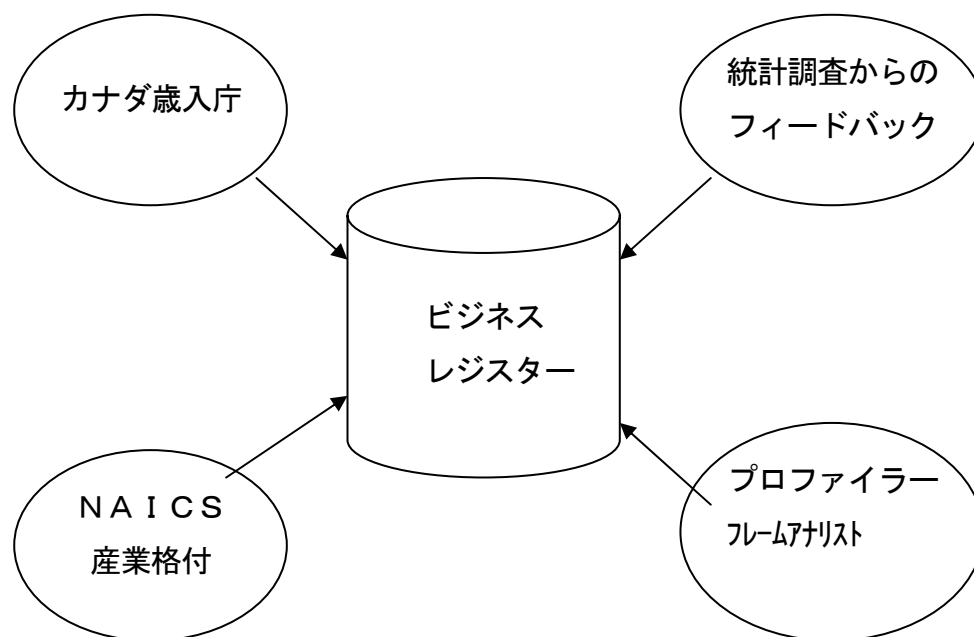
無回答の企業に対しては、結果精度への影響を考慮して、影響の大きい企業から優先順位をつけて督促を行っている。督促は、通常、郵便ないしファックスで行われるが、大規模の企業グループに対しては enterprise portfolio manager と呼ばれる職員をそれぞれの企業グループに専任としてつけており、彼らが当該企業グループを訪問して督促することもある。また当該部署の職員は、日常的に大企業の統計担当者と接触して、出来る限りの情報提供コストを低減する努力をしている。

無回答に対しては罰金刑が定められているものの、実際に適用された例はないとのことである。

(5) 母集団フレームの整備

カナダにおける母集団フレームは、カナダ統計局によって「ビジネスレジスター（BR）」として管理・運用されている。

カナダでは、経済センサスは実施されていないが、Business Survey およびカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）からの行政記録情報が主な情報源となっている。



注) 第21回ビジネスレジスターに関する国際円卓会議（2008）におけるカナダ提出論文より転載

カナダのビジネスレジスターには、約260万の企業が登録されており、そのうち複数の事業所を持っているのは約2万企業である。

収録項目としては、

- ・事業者番号、名称、所在地、電話番号、連絡先
- ・産業分類、地理情報、
- ・収益、従業員数
- ・経営状態（営業中か休業か）、所有関係、操業開始日

となっている。

カナダでは、企業は内国歳入庁への登録を義務付けられており、その際、企業の名称・所在地・主たる事業内容が報告される。内国歳入庁は、月次で、これらの情報をビジネスレジスターに提供している（年間計で、約40万企業）。

産業格付については、基本的には、内国歳入庁から提供される「主たる事業内容」により自動的に格付けされる。ただし、内国歳入庁からデータが提供される年間40万企業のうち、自動格付け可能なのは約45%であり、残りの55%については、カナダ統計局において職員が判断して格付けを行っている。

複数事業所を有している企業については、内国歳入庁からの情報だけでは不十分なので、プロファイラー／フレームアナリストと呼ばれる人たちが、当該企業への訪問・電話調査・企業ホームページの閲覧・新聞情報の収集等により、企業の所有関係等を調査し、ビジネスレジスターに取り込んでいる。

統計調査における欠損値の補完には、ビジネスレジスターの情報は用いられず、税務情報や過去の値からの推計等によっている。ビジネスレジスターには税務情報も収録されているので、「ビジネスレジスター情報により補完」といっても実は同じことなのだが、考え方として、ビジネスレジスターはサンプルフレームとして用い、補完は税務情報、ということのようである。

(6) 統計間の連携

前述のとおり、カナダ統計局は極めて集権化された統計機構であり、統計間の概念の統一や様々な調整は、局内の調整として行われる。各部のトップから構成される Project management team が設置されており、局内の連携を図っている。国民経済計算部局から統計調査部門に調査項目の追加要望を行うこともあるようである。

(7) GDP 推計の基礎統計

カナダでは、月次でGDP（生産側）を、四半期でGDPの支出側・分配側の計数を公表している。

推計手法としては、ベンチマーク年の産業連関表から外挿することとなるが、家計最終消費支出については、年次の家計調査（Annual Survey of Household Spending）や四半期別小売物品調査（Quarterly Retail Commodity Survey）等を基礎統計として用いている。これらはレベルというよりベンチマーク年からの伸び率として利用される。食料品や保育、クリーニング等の各種サービスについては家計調査が用いられるが、耐久財のようにサンプル誤差が大きいものについては小売物品調査を用いる、という使い分けがなされている。カナダでは供給－使用表（SUT）によるGDPの推計を行っているので、需要（使用）側の推計として家計調査を用いても、その後の過程（供給と使用のバランス）で、推計精度の低いパートは数値が変更される、という事情もあると思われる。

固定資本形成については、四半期速報では月次の製造業在庫・受注・出荷調査（monthly survey of manufactures' inventories, orders and shipments）、年次推計では Capital Expenditure Survey によっている。

在庫変動については、月次の製造業在庫・受注・出荷調査（monthly survey of manufactures' inventories, orders and shipments）により推計している。

カナダのGDPの推計精度は比較的高く、四半期GDPのその後の改定幅を国際比較したOECDのデータベースによれば、イギリス、スイスに次いで3番目に改定幅が小さくなっている。

4 まとめとわが国へのインプリケーション

アメリカにおいては、統計調査の承認は行政予算管理局（OMB）によって行われているが、主として調査客体の負担軽減の面からの審査であり、OMBの担当部署の人数が6名と少数であることもあって、各省庁からの申請ありきという性格が強い。経済統計の体系的な整備の原動力となっているのは、各省庁の担当職員レベルでの活発な意見交換であるとの印象を持った。実際、GDPの推計を担当している経済分析局（BEA）からは、基礎統計を提供するセンサス局等に対し、調査項目の追加要求や、集計結果に異常が認められた場合の分析の要請（ないし、BEAで個票を借りての分析）等、活発な交流がある。また、BEAで毎月発行している”Survey of Current Business”には、担当者が様々な論文や解説記事を掲載しており、学界との交流も、そのような形で活発に行われている。

カナダの場合は、極めて集権化された統計機構を有しているため、各種調整がほとんど局内で済んでしまう。カナダにおいてもAdvisory Committeeからのアドバイスを受けたり、業界団体へのヒアリング等があるが、職員の意識としても、局内調整がメインであると考えられているようである。この場合も、職員レベルでの局内議論がその活動を支えている。

我が国では、統計委員会が統制整備の司令塔機能の中核を担うこととされているが、各府省の担当者レベルでの議論はまだまだ低調である。制度的な仕組みや「かくあるべし」論もともかく、まず、職員レベルでの活発な意見交換を促進する必要がある。

統計調査における企業からの回答率は、アメリカでは回答義務のある調査（5年おきの経済センサスや、多くの年次調査等）で80～90%、回答義務のない調査（多くの月次や四半期調査）で60%程度である。アメリカの場合、回答義務のある調査で回答率が80%を切ると、OMBから改善を求められるため、督促を重ねて何とか80%を確保しているようである。そのような仕組みのないカナダの場合、回答率はさらに低く、回答義務があるにもかかわらず70%程度である。両国とも郵送調査が基本であることを考えるとかなり高い回答率とも言えるが、例えば経済センサスの場合、回答期限は（調査対象年の翌年の）2月であるものの、その後の各種督促により、10月までに何とか回収率を確保する、という状況である。回収率を向上させる手段としては、事前の周知や郵送督促、電話督促、回答義務があることの注意喚起等、わが国とほとんど同じである。実際に回答拒否があっても罰則を適用するのが非常に困難であること（担当者にインタビューした限りでは、罰則を実際に適用したことはないようである）、そのため督促の際にも「罰則があります」ということを前面に押し出すのが困難であることも、わが国と同様である。ただし、回答率が低くても、最終的には内国歳入庁のデータを使って補完（ないし推計）ができてしまう、というところに強みがある。

統計の整備については、アメリカでは、年次や四半期の調査がサービス産業の一部分しかカバーしていない（5年ごとの経済センサスでは、当然、全てをカバーしている）等、まだまだ未整備の部分もある。しかしながら、今後3年計画で、四半期調査でサービス分

野のすべてをカバーする計画である等、対応は早い。日本では、調査項目の改廃は、試験調査による検証を行った上で統計委員会での審議を経る等、かなり手続きが面倒（また、担当者も、継続的なデータがとれなくなることへの抵抗感が強い）であるが、アメリカでは割と簡単にできてしまうようである（日本の統計局での勤務(研修)の経験を持つ、センサス局の Yukiko Ellis 女史も、「日本では調査項目の改廃は非常に困難である」との印象を持たれた、とのことである）。

年次や四半期の調査を行う場合も、ビジネスレジスターを統一的な母集団フレームとして使用し、四半期調査のサンプルは年次調査のサブサンプルとする等、全体の整合性にも配慮した調査設計をおこなっている。また、零細企業については、調査を実施せずに行政記録情報（＝税務情報）で代替するのが一般的である。我が国の場合、現時点では、事業所・企業統計調査と工業統計調査、商業統計調査、法人企業統計調査等はそれぞれ異なる独自の母集団フレームを用いているが、今後は、経済センサス及び商業／法人登記簿情報から作成・維持される事業所母集団データベースに統一化されることが望ましい。その場合、経済センサスにおける調査項目をベースに、各統計調査における概念の調整・統一化が図られることが期待される。残念ながら、我が国の場合、税務情報を統計目的に利用することが現時点ではできないため、零細企業に対しても統計調査を実施する必要がある。税務情報の活用が進まない中で、裾切り調査の拡大を行うことは、なかなか困難ではないだろうか。統計調査における概念の統一化は当然のことであるが、我が国の場合、同一の省で実施している工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査とですら概念の統一が図られておらず、構造統計と動態統計の統一的な視点からの整備等、早急な改善が必要である。

Ⅲ. 参考資料

- 1 訪問調査票
- 2 質問項目概要及び関連回答ページ
- 3 入手資料リスト

1 訪問調査票

訪問調査票①

訪問先：アメリカ労働省労働統計局（BLS）

日 時：平成21年2月25日(水) 9:00～12:00

場 所：アメリカ労働省労働統計局（BLS）2階会議室

Postal Square Building, 2 Massachusetts Av., NE. Washington D.C.

応対者：デボラ・オルセン国際技術協力部シニアエコノミスト

スティーブ・ヒップル労働力統計分析課エコノミスト

ジュリー・ハッチ産業雇用統計課エコノミスト

カールズ・カーソン行政統計課エコノミスト

概 要：

(1) ヒップル氏から、Current Population Survey(CPS)について説明

- ・BLSがセンサス局に委託して行っている Current Population Survey では、労働力について毎月調査。
- ・全国の16歳以上の非軍人人口を母集団として、6万家計（約11万人）を抽出。6万家計の調査で十分な精度を確保していると考えている。
- ・実際の調査はセンサス局で実施しており、そのために、年間8300万ドルの予算を、BLSからセンサス局に交付。
- ・2200人の調査員と300人の電話オペレーターで実施。初回に調査員が訪問し、ラップトップのコンピューターを使って、1時間程度で客体に説明。その後は電話による調査となる。
- ・1つの調査客体は、まず4か月調査を受け、次の8か月はお休み、また次の4か月調査を受ける（4-8-4システムと呼ばれる）。したがって、サンプルの75%（調査2,3,4月目のサンプル）が月々オーバーラップ、年から年は50%（調査2年目のサンプル）がオーバーラップすることになる。
- ・回答義務のない任意調査であるが、回答率は93%程度。
- ・マイクロデータは匿名化した上で、公開。
- ・CPSは月次ベースの労働時間や失業率推計の主要な源泉。BEAのSNA推計や景況判断、BLSの生産性統計作成に寄与している。
- ・他の統計との概念の統一：American Time Use Survey、American Community Survey、Consumer Expenditure Surveyと統一してある。産業分類はNAICS。
- ・求められる統計上の正確さ：失業率で0.2%ポイント。精度を確保するため、サンプル数を5万から6万に増やした。
- ・サンプル調査結果を加重するためには、CBが開発した”Population Control”を利用。

Population Control は 10 年毎の国勢調査結果をベンチマークとし、センサス局の出生・死亡統計等で外挿して作成（詳しい情報は <http://www.bls.gov/cps/documentation.htm#pop> にある）。

- ・学界等との連携：Federal Economic Statistics Advisory Committee (<http://www.bls.gov/bls/fesaccharter.htm>) に諮問。

(2) ハッチ女史から、Current Employment Statistics (CES)について説明

- ・ 15 万企業・政府機関の 39 万事業所を対象に月次レベルで調査を実施。産業レベル（農業を除く）の雇用、賃金所得、労働時間等を調査。
- ・ 第 1 回目についてはオペレーターが電話で説明をするものの、2 回目以降は E D I (Electronic Data Processing) と呼ばれる、給与支払いシステムから自動的に B L S へ回答が転送されるシステム (1990 年代半ばより、automated collection と呼ばれる) や、ファックス回答、プッシュホン、ウェブ等の回答方法を用いている。
- ・ 1993 年には Current Employment Statistics の回答企業のうち 86%が郵送回答であったが、2008 年では 44%が E D I、次いでウェブ回答 15%となっている。
- ・ 回収率は第一次回収 (10-16 日で第一次推計を出すため) で 70%、第三次で 90%。ただし、空欄も多く、多くの項目で回答率は第一次回収で 40%、第三次で 50%、しかも下降傾向にある

(http://www.bea.gov/national/ppt/conferences/data_users_2007/4%20GETZ-FINAL.ppt)。原因としては、最近、質問項目を増やしたこと（総雇用時間や月間の総収入など）や、企業が給与支払事務を外注化していること等が考えられる。そのため、月間総収入については調査項目から落とす、ということを行っている。調査内容の変更に際しては、パブリックコメントや意見招請により、産業界との調整を行っている。Data Bargaining (被雇用者数だけでも答えてくれ、等)を行っている。非回答企業の偏りによるバイアスについて補正している (<http://www.fesm.gov/03papers/Copeland.pdf>)。

- ・ 予算は連邦政府のスタッフの給与プラス 1,300 万ドル。
- ・ 母集団名簿は unemployment insurance tax (UI Tax) の情報。UI Tax は強制であり、Employer Identification Number の情報より優れている。
- ・ SNAでの利用：月次給与が分かるため、B E Aは雇用者所得の推計に使っている（マクロ集計量のみを提供）。

(3) カーソン氏から、Quarterly Census of Employment and Wages (QCEW)について説明

- ・ 四半期ベースの失業保険データを用いた統計プログラム。被雇用者数、四半期ベース

の給与、産業、カウンティ等が分かる。

- BLSの行う事業所統計のベンチマーク／母集団を与えるもの。
- 雇用者を有する企業を対象としたセンサスデータであり、910 万の事業者を収録。雇
用者の 94-96%、給与額の 95%をカバー。
- 州が協力している。BLSは州に予算を提供しているが、州も重要な情報を得ること
になる。
- 所有者と働いている人の情報で、パネルデータを作っている。同じ場所でも違う店が
できれば、繋がらない。事業所 (worksites) レベルで整理し、所属産業も調査。事業所
の新設／廃業／(従業者数でみた) 拡大／縮小が、6 桁分類による NAICS 産業分類別・
時系列・地域ごとに把握できるため、
 - ービジネスサイクルと事業所の新設／廃業の関係
 - ー地域別にみた事業所数／雇用者数の増減
 - ー単なる (ネットの) 雇用者数の増減だけでなく、新規に生み出された雇用者数と、
失われた雇用者数の把握等の分析が可能。ハリケーン・カトリーナの雇用への影響やジョブレス・リカバリー
の経緯等、分析可能。
- GDP (分配側) の推計等にも利用されている。また IOの推計にも使用される。た
だし提供には6 ヶ月を要する。センサス局 (Survey of Current Business を実施して
おり、我々のライバル) に事業所の産業分類情報を提供している。すべての情報をC
Bと共有するわけではない。

訪問調査票②

訪問先：アメリカ商務省経済分析局（B E A）

日 時：平成 21 年 2 月 25 日（水） 13:30～15:00

場 所：アメリカ商務省経済分析局 3 階 コンファレンスルーム

1441 L Street, NW Washington D. C.

応対者：スティーブ・アンドリュース国民所得資産部シニアエコノミスト（資本勘定、固定資本形成担当）

エドワード・モーガン産業統計応用部シニアエコノミスト（産業統計、産業連関表、産業別GDP担当）

デビッド・ワスハウゼン国民所得資産部資本ストック課チーフ（民間設備ストック推計担当）

ハマノ・アヤ（国際収支担当）

（週末に 10-12 月期GDPの 2 次速報の公表（大幅な改訂と言っていたが、その後、一次速報がGDPの減少について大幅に過少であったことが明らかになった）を控えており、四半期GDPの関係者に会うことはできなかった）

概 要：

(1) 統計調査の立案について

①統計調査部局とB E Aの連携

- ・C B（経済センサス、企業統計、人口、家計調査、家計支出、等）、B L S（物価、雇用、生産性、等）、農務省の統計に依存。B L S, C Bといった多くの政府機関との協力して、GDP推計に必要なデータを獲得している。政府の統計機関は家族みたいなものだ。お互いにデータに正直に批判もする。
- ・センサス局生産統計担当者とは、B E Aの担当者と四半期ベースで議論する場を設けている。他の統計部署とも年に1度や2度は面会を行う。
- ・実際に、2002年経済センサスの調査項目に関してB E Aら支出関連データに関する追加要望を出したり、研究開発投資やソフトウェア投資をGDPの総資本形成に計上するために四半期サービス統計での調査項目を増やすよう要望したり、ということが行われている。
- ・ソフトウェアの価格インデックスは、B L Sの価格データは問題があったため、独自の調査プロジェクトを実施することがある。サービス価格の問題があるが、予算の問題もあり必ずしもその改善は進んでいない。
- ・またC BのCenter for Economic Studiesから、マイクロデータの利用機会を得ている。
- ・B E Aからセンサス局への要望はかなり多く多岐にわたるため、まず、B E A内部で、まずコーディネータに相談し、そこで調整がつかない場合は首席統計官のとこ

ろで部内のヒアリングを行い、統計収集機関に対する要望の優先順位を付けるという作業を行っている。そうしないと、様々の人が様々のデータ要求をして、統計機関に混乱をもたらすからである。また統計機関が新しい質問項目があるときは、OMBからの承認が必要である。特にその統計の重要性を証明する必要がある。

- ・学界等との連携：BLSのFederal Economic Statistics Advisory CommitteeとBEAのAdvisory Committeeから助言を得る（それぞれ年2回、内容は理論的なものが中心）。BEA, CB, BLSは3大統計機関であるので、これらのCommitteeに参加する。

(2) 行政記録情報の活用について

①行政記録情報の活用・民間データの活用

- ・BEAが推計した結果の検証のために内国歳入庁に特別集計を依頼することがある。（ただし、そのためには、BEAで費用負担をする必要があり、予算削減の中で難しくなっている）

税務に関するミクロレベルのデータは利用できない。

- ・行政記録情報以外にも、民間機関が作成したデータを有償で購入している。（エネルギー分野、自動車関連等または消費関連のPOSデータやクレジットカード支払等）また既存統計がおかしい時には、なぜ企業の財務データと異なるかをチェックする。

(3) 統計間の連携

①一次統計とSNA/I Oの間での産業分類、概念の統一

- ・基本的には産業分類、概念は統一
ただし、（基礎データは同じだが）BEAとセンサス局とで、集計の際の部門の立て方が違うことはある。
- ・産業分類は、他機関と同様、NAICSを採用しているが、以前の標準産業分類（SIC）からの切り替えやNAICSの改定により、産業別GDPの表が過去まで遡れない、という難点がある。

②基礎統計の精度

- ・サンプル設計の際に、推計誤差をどの程度以下とするかが示されている。

③一次統計の補正等

- ・一次統計に異常な動きがみられるときには、BEAでデータを借り受けて、自らでも分析してみる、ということがある。ただ、特に高度の統計手法を使うわけではない。

（例えば、月次の小売物価統計について、年次補正のときに下方修正が続いていたが、CBのCERチーフのRon Jarminがミクロデータを調べて解決してくれた。

一産業連関表を作成する際に、財によっては、輸出額が出荷額より大きく総供給が

マイナスになったりする場合（貿易統計と企業の会計報告の乖離はタイミング等の問題と分かった）

- ・統計機関間で統計の質を向上するための協力に関して、概ね問題なく実施することができる。ただ、IRS はやや難しいケースもある。ただ、必要な集計データは提供してくれる。
- ・チップはセンサス局データに入っていないため、レストラン売上の 10-15%として我々で推計。
- ・様々の推計の信ぴょう性を確認するために、業界情報も使用する。恐らく、統計収集機関も業界統計を使用して統計の信ぴょう性をチェックする。小売業のデータに関して POS データ等も使用する。POS データは、内容が豊富であり、早くデータを獲得できる。
- ・企業収益については、正確に報告されない場合あり。
- ・一次統計側も、自らの集計方法に誤りがないことを納得してもらうために、B E Aへのデータ貸出については特に問題にしていない。

④一次統計作成者と S N A / I O 作成者の間で何らかのコンフリクトがあった場合の調整

- ・基本的には、担当者間での議論—調整。
- ・それでも調整がつかなかった場合は、商務省の上位で同様の議論—調整を行う。

(4) 米国での S N A 推計について

①家計調査等の需要側統計を利用しない理由

- ・供給側統計により詳細な財分類別に推計している。
- ・Consumer Expenditure Survey は、詳細な財分類別のデータがとれない。また必ずしも正しく回答されているか不安が残る。ただし、産業連関表推計のため 5 年に一回は使っている。
- ・Annual Capital Expenditure Survey も非常に問題がある。その他の支出が多い。S N A とコンセプトも違う投資も多い。ただし、情報通信機器投資 (ICT) についての情報は重宝している（企業購入と家計の購入と区別の情報として活用する）。
- ・Residential Survey が無くなったため、家賃所得について Consumer Expenditure Survey を使うようになった。分配側における家賃収入項目の推計のために、家計調査の調査項目の充実を要望しているところ。
- ・サテライト勘定として、R&D 活動を推計している。

②B E A の予算は 8,000-9,000 万ドル。国民経済計算は 55 人のエコノミストが担当。商務省の統計部局の予算の詳細は

http://www.bea.gov/about/pdf/FY2008_bea_budget_justification.pdf

を見られたい。産業連関表には45-50人のエコノミストがいる。

③Special Budget Initiative

(http://www.bea.gov/about/pdf/strategic_plan_matrix_2008-2012.pdf)

を使って、カスタム・ソフトウェア、自社開発ソフト（コスト面から把握）、データ通信費、等について独自の調査を実施してきた。現在BEAと別にBEAで独自に作っている価格データはPhoto-Copierのみ（ヘドニック法）。

④コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェアについて

CBのハードウェア出荷統計(M3)はやや成長率が高すぎた（はっきり言うとCBは怒る）。FEDのIndustry Production Indexを使うようになった。

ソフトウェアはSales Surveyのみ。一次推計における第3月は、ソフトウェア会社の利潤データで補完。

⑤方法、概念の統一

NAICS、NAPCSを統一して利用。1997、2002、2007と大幅な改訂があるのが悩み。SNAの産業統計は、SICの時期を含め、時期により分類が異なるという問題を抱えている。

NAICSはBEA-CB-BLSを中心にしたIndustry Classification Committeeで改訂を協議。現在は、製品生産を全て外注する企業をどう分類するか、といった問題が話題に。

季節調整はARIMA12

資本減耗はSNAに我々で合わせている。

内挿はDenton法による。

訪問調査票③

訪問先：アメリカ行政管理予算局（OMB）

日 時：平成 21 年 2 月 26 日（木） 9:30～10:30

場 所：アメリカ行政管理予算局会議室 725, 17th Street, NW, Washington D.C.

応対者：ポール・バグ行政管理予算局統計科学政策部エコノミスト

ブライアン・ハリス // 上席統計官

シェリー・マルティネス //

（Chief Statistician の Wallman 女史は、ニューヨークで開催されている国連統計委員会
に出席のため、会うことができなかった）

概 要：

OMB の統計担当は 6 人と非常に小規模。米国は分散的な統計制度のため、機関間の調整
を行う。また国際連携の窓口。組織間の調整委員会（interagency committee）が重要な働
きをしている。

(1) 統計調査の設計・企画立案

- 各省で、統計調査を実施する場合には、ペーパーワーク削減法の規定により、OMB
の承認が必要となる。
- OMB では、各省から提出された調査計画に対するヒアリングや、interagency
committee での議論、業界団体へのヒアリング等を行い、コメントを付与。Federal
Register に告示して、パブリックコメントに付する。（パブリックコメントは、①当
初の計画、②OMB のコメントを受けた修正案、③パブリックコメントの内容を反映
した最終案、の 3 回行われる。）。

また学識経験者からのコメントも受けている。

- 米国では 100 の機関が 5,000 万ドルの予算を掛けて統計調査を行っている。そのうち
主要な調査機関は 13。Paperwork Reduction Act

(<http://www.archives.gov/federal-register/laws/paperwork-reduction/>)により、
OMB は統計調査の実施と内容について、承認権を持つ。すべての新しい調査につ
いてチェック。質問事項、調査の目的、サンプリングの方法、回答率等について、公共
の利益（公共による利用可能性、分析手法等も考慮）と公共の負担を比較検討する。
同一事項を複数の組織が調査することが無いようにチェックもする。これらの点につ
いては、STANDARDS AND GUIDELINES FOR STATISTICAL SURVEYS

(http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/omb/inforeg/statpolicy/standards_stat_surveys.pdf)

で、方針を公表。調査内容に変更があった場合は再承認が必要となるが、そうでない
場合でも、最低 3 年に 1 回、当初計画で想定していた回答率が達成されているか（回

答者にとって過度の負担となっていないか)等の検証が行われ、再承認が行われる。

(2) 統計間の連携

- ・13の主要統計機関で構成する interagency committee で、密接な連携をとっている。OMBが全体を調整。
- ・産業分類等の統計基準は、各省と議論の上、最終的にはOMBが決定権限を有している。

(3) ミクロデータ利用

- ・ミクロデータの利用法自体をモニターしないが、ルール作成に寄与。
- ・Confidential Information Protection And Statistical Efficiency Act (CIPSEA)により、宣誓した者のみがミクロデータにアクセス。意図した漏えいは、25万ドルまでの罰金・5年以内の懲役。内国歳入庁のデータ利用にはさらに厳しいルールがあり、不注意で漏らしたり、データをブラウズするだけでも罰せられる。CBがIRSのミクロデータを使う際は、2つのルールの下で行われることになる。Remote Access Program や Synthetic Data についても質問したが、あまり詳細な回答は得られず。
- ・州データについて：longitudinal employer-employee matched data を作るため、49州が unemployment insurance tax のデータを提供。州法を変えた。大変な労力。すべて秘匿データとして守っている。
- ・ミクロデータは同じ省内では比較的容易にシェアできる。省をまたがると難しい。
- ・企業データ利用の中心は Research Data Center。
- ・BEAは特別集計データをよく使っている。
- ・民間データ：企業の活動の再配置や母集団の把握にも利用。

(4) 回答の義務付けと強制

- ・回答を義務付けるかどうかは、議会と大統領が決める。概ねセンサスのみが義務付けられている。BLSでは2調査のみ。

回答率は90%くらい。答えない企業には何度も請求する。

非回答が続く時は、調査のデザインを変える。過去には大企業が回答を拒否したこともあった。

(5) 統計予算の決定

まず各組織が毎年春に予算請求。省庁内で交渉が行われる(例えば商務省内でBEA、CB等)。OMBで予算配分を決め、議会へ行く。議会は古びた農業データ等も必要としばしば主張。

訪問調査票④

訪問先：アメリカ商務省センサス局

日 時：平成 21 年 2 月 26 日(木) 11:30～16:30

2 月 27 日(金) 9:00～16:45

場 所：アメリカ商務省センサス局 8 階会議室 4700 Silver Hill Road, Washington D. C.

対応者：ユージーン・ヴァンドロベック国際関係室コーディネーター

ユキコ・エリス サービス分野統計課数理統計官

ロナルド・プレヴォスト人口統計プログラム副局長特別補佐

ローリー・トレイン経済統計企画調整課

シリン・アーメド // チーフ

エディー・ソーヤーズ //

ルシア・フォスター経済研究センター課長補佐

グレン・バレッセ海外貿易課特別プロジェクト部チーフ

マーク・ウォーレス サービス部門統計部チーフ

サムソン・アデシヤン人口統計課チーフ

グレッグ・ワイランド人口統計課員

ラファエル・コラード製造建設部投資財課チーフ

ハワード・マックゴーワン家計消費課チーフ

リサ・ブルームマン政府部門チーフ

カルマ・フォッグ //

クリストファー・ピース //

概 要：

(1) 人口統計分野における行政記録の活用について、

プレヴォスト氏から、人口統計における行政記録情報の活用について説明

- ・州政府との協力：州の行政記録は、特別な集計表の作成を依頼するだけでなく、C B におけるマイクロデータベース作成にも利用している。失業保険データにより、企業側については雇用人数等の保険料算出に必要なデータが、労働者側については労働状態等のデータが得られる。これを使って、企業側と労働者側をマッチしたパネルデータ (longitudinal employer-employee matched data) を構築した。当初、失業保険データの利用を財務省に持ちかけたが、彼らは同意しなかった。仕方がないので各州を説得。10 年を要した。個人は identify できないようにしている。
- ・地方政府との協力：センサスの名簿のアップデートのために Local Update of Census Addresses (LUCA) というプロジェクトも進めている。Postal Service の配達先リストを地方政府がチェックし、不十分なら補正している。

- ・ IRS : Business Register 作成のため、IRS から直接データをもたらしている。ただし、全ての項目ではなく Business Register 作成に必要な最低限の情報を提供してもらっている。
- ・ 個人の場合は、税の情報は得られない。Social Security Numbers の情報は、フレーム自体には使えない。フレームのチェックのみに使う事が許されている。税情報は、人口移動推計のチェックにも使っている。ただし、税を逃れる人はかたまっているため、バイアスが生じる危険がある。
- ・ 医療データについても連邦統計機関と地方政府で一部協力あり。
- ・ 州政府とは、費用の分担や結果情報の提供等により、協力を取り付けている。州と連邦統計機関の間のコストシェアの枠組みについては template of agreement を参照されたい。
- ・ ミクロデータの外部利用について
連邦法により、CBに入ってきたデータは外に持ち出せない。ブラックホールのような組織。ただし、幾つかの試み・研究はある。
 - 1) 集計表についてだが、複数の集計表を作る場合、秘匿を守ることができる作成方法はどのようなものか。
 - 2) Research Data Center による利用。
 - 3) 連邦統計機関担当者のCB内での作業
 - 4) Luxemburg Income Study のような遠隔操作タイプの利用（遠隔地から、まず偽のデータで回帰し、その後真のデータで回帰した結果を受け取る）
 - 5) Synthetic Data

(2) 企業からの回答率の向上について

トレーン女史から、2007年経済センサスにおける回答率向上策について説明。

- ・ 経済センサス（回答が義務付けられている）では、対象年の翌年2月が調査票の締め切りであるが、その時点では、単一事業所で30%、大企業で10%以下の回収率。その後、督促を繰り返し、10月時点でデータを締め切るが80~90%の回答率（その時点で回収できなかったものについては補完・推計等の作業を行う）。
- ・ 被雇用者の居ない企業（non-employers）については、税情報を使い、センサスは行わない。総生産の5%程度なので重視しない。経済センサスは全て、郵送・インターネット等で対応。調査員は派遣しない。
- ・ 回答率向上のために、以下の施策をスケジュールに沿って実施
 - －センサス局ホームページに、経済センサスの有用性を解説するコーナーを設置。
 - －各種パンフレットによる周知、コールセンターの設置。
 - －封筒に「この調査には回答義務があります」と表示。

- 大企業（1万社）に対し、調査対象年の夏に、パンフレットを送付（大企業を特に重視）
- 調査対象年の10月（大企業）、12月（中小企業）に調査票を郵送（翌年2月が、調査票提出の締め切り）
- 郵送による督促（4月に第1回、5月に第2回、6月に第3回）
- 商務省首席法律顧問名によるCEO宛の督促状（小企業に対しては6月、大企業には9月）効き目がある。
- 電話による督促（7月～）
- ・商務省首席法律顧問によるレターには、
 - 経済センサスには回答義務があること
 - 15日以内に回答がなければ司法省に通知する可能性があること
 を記載。罰則については敢えて記載していない（回答拒否は5000ドル以下の罰金、意図的な虚偽回答は1万ドル以下の罰金）。
- ・実際に罰則を適用するのは極めて困難であり、虚偽申告の可能性についても「前回の回答内容等と比べると大きく違うのだが、間違えていませんか」と確認するのがせいっぱい。「罰則がある」というのをあまり強調すると、「でも、実際に告発されることはないよな」と却って足元を見られる可能性があり、両刃の剣。
- ・1,000人以上を雇用している企業については、92%が回答。これらの企業や各産業で最も大きい幾つかの企業については、CB内の140人のスタッフが分担して担当し、各社について顧客シート（相手方の担当者の名前など）を用意し、相談や督促を行う。
- ・回答値がおかしい場合は、他企業との比較、過去の回答、税情報、等を元にチェックを行う。

(3) 2007年経済センサスについて、Census Registerと行政記録の利用を中心に、アーメド女史から説明

- ・5年ごと（西暦末尾2,7の年）に実施。農林漁業を除くすべての事業所（約2600万）を対象。郵送調査。一部オンライン回答あり。
- ・歴史的には、1810年の人口センサスで製造業のデータを取り始め、その後、対象範囲を徐々に広げていって、1992年に金融・保険・不動産業を取り込んで現在の形になった。
- ・有給雇用者のいない小規模事業所に対しては行政記録情報で代替され、雇用者がいても規模の小さい事業所はサンプル調査であるため、実際に調査票を郵送する対象となるのは、5万企業。
- ・業種によって調査票も異なること、非回答企業に関する調整等のため、事業所の詳細な業種分類が重要。非雇用者の場合は、income returnからprincipal activityが分かる。これで6桁まで分類できる場合もある。Small businessは、EIN Application

でまず知る。これを6桁に分類することを試みるが、必ずしも完全ではない。

- ・農業についてはC Bが行わず、USDA が行う。
- ・2005年から調査の設計を始め、2008年にデータの回収・集計、2009年3月から2011年にかけて結果の公表を行う。
- ・2009年には、2012年センサスの設計もスタート。前回調査のレビュー（特に追加で記入されたことは、貴重な情報源）、どんな情報を集めるかの企画、業界団体へのインタビュー、統計学会やB E A等の統計機関への説明、OMBによる重複等のチェック、NAICSの変更（経済センサス毎）、NAIPSの整備、等、を進めていく。Federal Registerの告示では、60日間、公衆は意見を言う事が出来る。
- ・予算規模は5.1億ドル（部内職員の人件費含む）。調査票の回収を行う2008年が最も大きく、1.28億ドル。
- ・結果はビジネスレジスターへ反映。それ以外にも、ベンチマーク年産業連関表の作成の基礎統計となる。

(4) ビジネスレジスターについてソーヤー氏から説明

- ・企業に関するマスターリストとして、企業に対する統計調査の母集団ファイル、様々な行政記録情報の貯蔵、企業からの回答状況の集約、地域別統計等の作成のデータ源等として使われている。
- ・米国には企業がおおよそ2,600万、うち雇用者が600万、事業所は2,800万、存在する。
- ・データソースとしては、

行政記録情報：内国歳入庁のビジネスマスターファイル（年1回(5月)、それ以外に
月次ベースで補足ファイルが提供される）年間4200万件

内国歳入庁からの給与支払税の申告フォームのデータ（週次）

年間5700万件

社会保障庁からの産業分類データ(月次) 年間180万件

B L Sからの産業分類データ（四半期） 年間150万件

企業組織調査（Company Organization Survey）（年次） 5万5千企業

これによって、企業の所有者(国内企業か、外資系か)、企業とEINある事業者の関係の概要を知ることができる。

経済センサス（5年周期）

新設企業分類調査（Birth Classification Survey）（四半期） 5～6万企業

- ・収録項目は、

コンタクト情報：名称（正式名と通称）、所在地（郵送の宛先）、

調査回答担当者の氏名・電話・ファックス・メールアドレス

分類情報：NAICSコード、地域、法的形態、企業形態（支所の有無等）

規模・活動指標：雇用者数、給与、売上・総資産・費用・在庫
コントロール状態指標：企業の活動状態、統計調査のサンプルの状況、
郵送された書式の種類や回答方法等
が含まれている。

- ・他機関への支出：IRS に対しては、プログラマーのコスト（年 31.4 万ドル）を含む年 50 万ドルを支払っている。
- ・SSN はあまりに sensitive なので、Business Register には入れていない。
- ・マイクロデータ利用：CB と IRS から許可を得れば、Research Data Center で利用可能。
- ・他機関からの要請の調査への反映：National Science Foundation の要請により、Company Organization Survey に R&D に関する質問項目を追加した。
- ・予算・スタッフ：Business Register 作成のために、15 人の研究者、15 人のプログラマー、20 人以上の事務助手が CB 本部にいる。他に 12 の地区オフィス、3 つの電話オフィス、Jacksonville の大きなセンターの資源も使っている。

(5) 個票データの利用について、ルシア・フォスター女史から説明

- ・経済研究センター（Center for Economic Research, CES）は、1982 年に経済統計のマイクロデータを分析に活用する部署として設立された。
- ・センサス局では、CES において、研究者に、特別宣誓職員（Special Sworn Status、SSS）としての個票データの 2 次利用を行わせている。この職員の資格を維持するには、秘密保持の方法等の訓練を毎年受ける（オンラインでのアクセス可）必要がある。
- ・特別宣誓職員となるためには、アメリカ国民である必要はなく、また、大学院生でもよい（指導教官の下で学位論文を執筆するのに必要な場合に限る）。ただし、個票データに関する秘密保護規定を遵守することを宣誓すること、また、研究結果がセンサス局にとっても有益なものと予想されること、CES のデータを使わなければならない研究上の必然性があること等が法律で規定されている。研究者がマイクロデータを使用することによって、データの整備やデータの Documentation が進行するというメリットをセンサス局は享受できる。CB がどんなテーマに関心を持つか公表している。
- ・研究者は、CES のウェブサイトアクセスし、学歴や研究目的、研究内容を添えて CES に申請を行う（<http://www.ces.census.gov/index.php/ces/researchprogram> 参照）。CES では上記の基準に合致しているかを審査し、可否を決定（利用するデータが、センサス局が内国歳入庁から提供された税務情報を含んでいる場合は、内国歳入庁の審査も必要）。通常、この審査に 3 カ月程度を要する。RDC センター、CB、Disclosure officer（表についてチェック）が、審査する（IRS データの場合は IRS も参加）。SSS を取得し、この審査をパスして初めて、利用可能。非常に政治的なテーマは認められないことがある。

- ・許可された後は、CES ないしアメリカ国内に設置された9つの RDC で、立ち入り制限がされた部屋で研究を行う。主な使用者は、大学、Federal Reserve Bank やボストンにある NBER 等である。最近では、Maryland 大学の Hultiwanger 教授等がプロジェクトを実施している。現在 Minnesota Population Center (<http://www.ipums.umn.edu/>) に新しい RDC を設置する計画あり。健康に関する調査も扱う予定。研究の途中経過は、研究グループごとにサーバー上の CES で設けたフォルダに格納し、部外持ち出しはできない。ソフトもサーバーに置いてある。研究が完成した後でも、結果公表の方式に問題がないか（地域別の表章等において客体が容易に特定されるようなことがないか）がチェックされる。
 - ・利用者は終了後、報告書を提出。発見した異常値等も報告させる。学術誌の審査ではしばしば再推定を求められるので、RDC では長めの利用申請を行うようアドバイスしている。
 - ・BEAも、独自に内部データを利用するセンターを持つ。
 - ・またデータ自体はサーバーに保存され、そこで推計計算も実施されることからアメリカ国内のどこの支所からも作業することが可能である。
 - ・RDC 全体で、現在 100 のプログラムが実施され、400 人が利用。
 - ・費用の負担：当初の設備費、センサス局監督者の給与等、すべてホスト機関が負担。ホスト機関は利用者に利用料を課すことができるが、NSF の研究期間と RDC での利用期間の調整等が難しく、現実的ではない。多くのホスト機関は利用料を課さず。
 - ・政府統計マイクロデータの RDC 以外の利用法
 - 1) Synthetic Data: データの感じをつかむためには有益。ただ学術誌が認めるかどうかは疑問。
 - 2) Public Use Dataset: Ron Jarmin が開発。マイクロデータでなく、特別な集計データ。
 - 3) Virtual RDC: Synthetic Data と RDC と同一のソフトを備えた、教育のための施設を検討中。
 - 4) 遠隔操作: CB では計画無い。
 - 5) RDC を利用する博士課程の学生に奨学金も提供。
- その後、Lynn Riggs (RDC システム全体の管理者) の案内で、CB 内の RDC を見学。
- ・PC の画面は、建物の外からも見えない角度にしている。スクリーン上には、9つの RDC のサーバーが表示される。研究者またはグループごとに衝立で仕切っている。PC にはソフト等格納せず。USB 等の接続口もすべて無効にしてある。サーバーに格納された STATA の利用が多い様であった。Ron Jarmin や BEA で前々日会ったスティーブ・アンドリュースも居た。

- (6) 貿易統計データとビジネスレジスターとの照合について、バレッセ氏から説明
- ・ 商務省の貿易データ担当部局とCBが協力し、貿易データとビジネスレジスターとの照合を行い、「アメリカにおける輸出企業のプロフィール(a Profile of U.S. Exporting Companies)」として公表。
 - ・ Export Identification Number と Business Register とのマッチングが可能で貿易財の9桁レベルで接合することが出来る。
 - ・ 内容は、企業の産業分類別・規模（従業員数）クラス別にみた輸出金額の分布や企業集中度、地域分布等。約1年後に公表（2006年のデータを2008年1月に公表。2年前前のデータについても、ビジネスレジスターの改定を受けた改定結果を公表）。1992年から公表を行っている（経常的に公表を行うようになったのは1996年から）。
 - ・ 照合は、①貿易庁から自動的に（電子データで）送られてくる輸出データ、②貿易庁が紙ベースで送られてくる輸出データ、③カナダとのデータ交換によるデータ（カナダへの輸出は米国にデータが無いので、カナダの輸入データを使っている）、の3種類のデータソースにより、課税IDを用いてマッチングを行っている。
 - ・ 輸出者は生産者とは限らず、商社等の可能性もある。
 - ・ FTAにおける原産地証明のデータは無い。
 - ・ 現在のところ、輸出のみ（輸入については照合作業を行っていない）、かつ、財の輸出のみ（サービス輸出は含まず）。
 - ・ 将来は輸入データに関してもマッチングが可能かを現在調査中。
- (7) 卸売統計、小売統計及びサービス統計について、ウォーレス氏から説明
- ・ 年次卸売統計(Annual Trade Survey, ATWS)は、卸売業(40万社)から8,000社を抽出して行う、回答義務のある調査。回答率(Unit Response Rate)は82%（回答率が80%を下回ると、OMBから改善を求められるので、80%を確保するよう努力している）。経済センサスの一部として5年ごとに行われるCensus of Wholesale Tradeをベンチマークとしている。
- 調査項目は、売上高・E-コマース売上、EDI (Electronic Data Interchange←かつての紙ベースから電子ベースに変換された) 売上、期始と期末の在庫、営業上の費用、及び購入額（商業マージンを算出するために必要）。
- ・ 年次小売統計(Annual Retail Trade Survey, ARTS)は、小売業および宿泊飲食業（250万社、これは歴史的に小売業や宿泊飲料業が含まれているから2万5千社を抽出して行う、回答義務のある調査。回答率は80%。経済センサスをベンチマークとしている。売上高、E-コマース、期始と期末の在庫及び仕入額等を調査。回答率が低くなると、OMBがResponse Bias Survey といって文句を言ってくる。
 - ・ サービス年次調査(Service Annual Survey, SAS)は、トラック輸送・倉庫・情報サー

ビス・証券・リース・レンタル・保健医療業等の10の産業分類を対象とした調査(銀行、不動産は含まぬ)。45,000社が対象。回答義務あり。回答率は80%。サービス業全体では13産業分類、GDPの55%を占めているが、SASではGDPの30%しか対象となっていない。調査項目は、収入・E-コマース、費用。

- ・四半期サービス調査(Quarterly Services Survey, QSS)は2004年に開始。サービス年次調査のサブサンプルとして、情報サービス・保健医療等の、6000社を対象としている(GDPの17%)。回答義務は課されていない。年次サーベイ以外は、回答義務が課されていない。年次サーベイに回答しない企業は、まず四半期サーベイに回答しない。かなりソフトな統計である(多くの企業が財務諸表等を作成していない)。調査項目は売上と対象顧客(個人・企業・政府)別売上。後者には、必ずしも十分な根拠なし。当社は調査終了後90日であったが、改善の結果2.5ヶ月後に発表。生産指数も作成。BEAはGDPのfinal版に利用。
- ・月次卸売統計(Monthly Wholesale Trade Survey, MWTS)は、年次卸売統計のサブサンプル。回答義務なし。売上、期末在庫のみを調査。回答率は60%台半ば。45日で結果が出る。
- ・月次小売統計(Monthly Retail Trade Survey, MRTS)は、年次小売統計のサブサンプル。1951年から調査。回答義務なし。回答率60%半ば。やはり売上と期末在庫を調査。E-Commerceは4半期のみ調査。最近E-Commerceは急速に増加している。ただし、若干飽和していることと、情報の安全性に関しても不安が出ている。
- ・さらに月次小売統計のサブサンプルとして、Advanced Monthly Sales for Retail Trade and Food Services(MARTS)を実施。月次小売統計が公表に6週間かかる一方、MARTSは9営業日後の公表であるため、GDP速報の推計にはMARTSが用いられる。販売額(車の販売額は除かれている。これは売り上げの変動が大きいため)、E-Commerce売り上げ、等を調査。ただし自動車は変動が大きすぎるため対象外。5,000社のみ。回答率50-60%。回答義務なし。公表が速いため、企業の回答率を上げるのが難しい。
- ・一般に年次統計には回答義務があり、回答率は80%を確保。一方、月次統計には一般に回答義務はなく、回答率は50~60%。
- ・製造業の在庫と流通業の在庫を合わせて、Business Inventoryの統計を作成して分析している。近年は、在庫・売上高比率は低下していたが、近年の金融危機により大幅に増加している。
- ・GDPの消費の推計として、これらの供給側のデータが使用されているのかは、わからない。多分、この統計の方が質が高いからだと思う。
- ・調査は郵送。ファックスやオンラインの利用もあり。電話による督促。無回答企業については、同様の産業分類・規模を持つ企業のデータから推計。
- ・サービス分野の統計の不足への対応を進めており、2004年に四半期サービス統計を開

始。2009-2011 年の3年計画で、四半期サービス統計の対象範囲をサービス業全体に拡大する予定 (Current Economic Survey Program、カバーする範囲を、GDPのシェアでみて高めたい)。現在は、経済センサス 55%、Service Annual Survey 30%、Quarterly Service Survey 17%、これを2009年より QSS で 30% (BEAはこちらを加速して欲しいと言っている)、SAS で 55%、2011年には QSS で 55%を目指す。このため、QSS で運輸、金融・保険、不動産 (通称 FIRE) もカバーする。最近の金融危機対策の影響を知るためにも重要である。不動産も GDP 比率で 13%程度あるので重要である。

- ・カバー率を高めるには、OMBに既存の業務統計等では不十分なことを説明する必要あり (例えば、FBRには銀行統計があるが4半期ベースでは無い)。
- ・供給サイドと需要サイド (Expenditure Survey のデータ等) の対照チェックはしていない。需要側のカバー率がまだ低すぎる。将来はしたい。なお、月次、4半期、年次間のチェックはしている。結構誤差・改訂は大きい。
- ・サービス統計の質を高めるため、Voorburg Group には何時も参加。
- ・これらの統計の質の分析の結果については、ウェブページで公開している。月次統計、四半期統計をベンチマークの統計と比較している。

(8) Current Population Survey についてワイランド氏から説明

- ・Current Population Survey (CPS) は、月次の労働力データや収入、年次の社会経済調査 (Annual Social and Economic Survey)、その他の付随調査へデータを提供する調査。予算の2/3をBLSが負担。追加調査分は、依頼主が時間単位のコストで払う。健康保険加入状況を州別に知るため、サンプルサイズを増やした。季節調整はBLSが実施する。
- ・調査項目としては
労働力関係：労働力の状態、労働時間、働かなかった理由、フルタイム／パートタイムの別、産業分類と職業、求職の方法、通常の週当たり収入、労働組合加入の有無
社会経済調査関係(かつては Income Survey と呼ばれた)：種類別の収入、貧困度、健康保険、等
その他の付随調査：派遣労働(1月)、子供への援助(4月)、出生(6月)、退職軍人(8月)、ボランティア(9月)、入学(10月)、選挙登録(11月)、食糧の状況(たばこ喫煙状況を含めて)(12月)、等
- ・4か月調査、8か月休み、4か月調査のパターン。75%のサンプルが月次で重なる。50%のサンプルは年次で重なる
- ・サンプルの抽出は、住所リスト・地域マップ・新規に建設された建物・その他の特殊な場所(学校の寮など)をもとに行う。

- ・調査は、センサス局本部、12の地域オフィス、3つの電話調査センター、指導員と調査員で実施。
- ・新規に調査員となった人に対しては、まず、2日間の自宅学習（ラップトップコンピューターの使い方）、4日間の教室学習（CPSの概念や秘密保護）、その後、最初の日には指導員に随行、次の日は1人で回ってみて、3日目は指導員が随行。2か月後と6か月後に評価。
それ以外にも、継続的に行われるトレーニングとして、毎月の学習と、月次でのフィードバック（家計ベースや項目別にみた回収率）、年間評価等が行われる。
- ・回収後、無回答者の補正等を実施（性、年齢、人種等につき population control）
- ・電話（20分ぐらい）で67%が答える。5%くらいは電話を持っていない。
- ・BLSがレポートを書くのは、データを入手を開始してから20日後。
- ・全ての作業がコンピュータ化されている。
- ・費用・便益計算をしている。サンプルの取り方について効率性を考慮している。
- ・学界との連携：3人の学者を呼び、サンプリングの方法について改善の可能性を検討中。
- ・回答率は92%。ただし、所得や付帯表は未記入が多い。付帯表については、あまり回収率に拘らない。

(9) 年次工業統計(Annual Survey of Manufactures)について、コラード氏から説明

- ・製造業を対象とした年次調査。回答義務あり。罰金もあり。ただ、罰金を強調することはない。調査員の秘密保持も法的に要求される。GDPの推計等に利用。
- ・エコノミストは、原材料、消費財、投資財別に担当。自分は投資財専門。ソフトウェアの開発投資は含まない。
- ・経済センサスにおける33万企業を母集団として、5万5千企業を抽出。大企業の場合、ほぼ毎年必ず抽出対象となる。小規模企業の場合は1/20抽出。10人以下の小企業に関してはサーベイを行わない。税等のデータから推計する。
- ・調査は郵送で行われ、
 - 12月 : 調査票の郵送
 - 翌2月中旬 : 調査票の提出期限
 - 4, 5, 6月 : 督促
 - 8月中旬 : 集計のためのデータの締め切り
 - 製表 : 9月
 - 報告書発行 : 11月
- ・欠測値については、行政記録情報や、過去の値に基づく回帰モデルによる推計、産業平均の伸び率を用いた外挿等により補完をおこなう。

- ・ NAPCS の使用を検討している。
- ・ 大学等からのコメントを受ける。投資の内容を変更する際は、B E A 等と調整する。
- ・ またデータの内容等についても、業界からのフィードバックを受ける。
- ・ 回答率 60-80%、カバー率 95%。小規模企業の多い産業では回答率が低いのが悩み。
- ・ 調査項目、調査方法等の諮問はセンサス年に行っている。
- ・ Monthly Statistics of Manufactures' Shipment, Investment and Orders (M3) は、他の部署が実施している。
- ・ 5 年間一貫して調べる。5 万工場で始めるが、半分弱がなくなる。
- ・ 産業分類は、工場の最も生産量の製品によって決定される。
- ・ B E A とは 4 半期ベースで会合。B E A にデータを提供して、問題があればいつでも連絡してくる。B E A の職員がマイクロデータがアクセスをする際は、SSS を取得する。
- ・ 資本に関しては、資産別ではなく全体の数値を聞く。土地を含める。製造業については無形資産の扱いをどうするかを検討している。
- ・ Outsourcing の扱いについても、検討中。
- ・ 回答率は下がっていない。これは企業との関係がコンタクトを頻繁にとり、良い関係を築いているためである。大企業に関して、様々なサーベイの日程を伝えている。
- ・ 大企業の文句を言わないわけではないが、うまく説得している。歴史的なパターンから推計することも工夫し、回答者の負担を減らす努力もしている。また、企業秘密を守ることを理解してもらうことも、回答率を上げることに貢献している。
- ・ ASM 担当者は、45 人の分析者、50 人のサポート要員がいる。
- ・ 地方政府からデータを得ることがない。また、業界情報に関してはデータのチェックで使用する可能性がある。

(10) 家計調査 (Consumer Expenditure Survey) 及び特別宣誓職員 (Special Sworn Status) について、マックゴーワン氏から説明

- ・ B L S が費用を負担。センサス局ではデータ収集とその後の若干の処理を行う。
- ・ 結果は、主として消費者物価指数のウェイトの作成や調査項目の選定等に利用。その他、経済政策が異なった社会経済グループにどう影響したかの分析や、消費者の消費性向の変化の分析等に利用
- ・ 電話による聞き取り調査と、家計簿による調査の 2 種類がある (それぞれ、調査項目もサンプルも異なる)。
電話による聞き取り調査は、特定の消費支出について詳細に調査 (例えば、不動産や旅行、自動車等) するもので、対象者は、3 か月おきに 5 回、電話を受ける。1 回あたりの電話は平均 70 分。1 回のサンプル数は 1 万 5 千家計。
家計簿による調査は、2 週間にわたって、毎週の消費支出を記入。まず調査員が訪問

してフェイス項目を聞き取り最初の週の家計簿を手交。1週間後に訪問して回答内容を確認するとともに2週目の家計簿を手交。さらに1週間後に家計簿を回収するとともに、追加的なフェイス項目を聞き取り。

- ・回収率は、90年代には83%程度であったのが、最近では75%にまで低下。そのため、報奨金を払ったら回答率が上がるかや、個人の家計簿を使ったらどうなるか等の試験調査を実施。
- ・(特別宣誓職員(Special Sworn Status)について、申請用紙のフォーマットを受領)

(11) 政府部門の統計について、ペース氏から説明

- ・連邦政府、州政府以外にも、タウンシップや教育区、上下水道事業、年金等の政府部門があり、それらの組織構成や財政、雇用について調査。独立した公共の活動を営む機関を1つの単位と見なす。政府は non-profit organization だが、non-profit organization は必ずしも政府では無い。米国は分権的なため、連邦政府に自動的にデータが集まらない。このため調査。
- ・財政年度は7月1日から翌年の6月30日まで。
- ・CBの統計は、大別して、家計・労働、企業、政府。この3つのうちの一つ(Government Divisionが担当)。アメリカ3大センサスの一つはGovernment Census。ただし、これは回答義務なし。GDPの20%、雇用の15%が対象。
- ・BEAは直接政府統計を集めない。アメリカでは分析とデータ収集は別が多い。農業は別。
- ・全体で8万9千団体が対象。回答義務はない。回答率は89%。回答結果(マイクロデータ)に対する秘密保護は一般的にはなし。
- ・結果は、GDP(BEA)、資金循環表(FRB)の推計等に利用。他省も様々な調査を依頼。4半期調査をしているが、BEAに渡すのに、2.5ヵ月かかる。
- ・アクティビティ別(警察、教育、公園管理等)に、雇用、それ以外の支出、投資、等を集計して公表。サービス分類はNAICSと異なる。50年変えていない。

訪問調査票⑤

訪問先：カナダ統計局

日 時：平成 21 年 3 月 2 日(月) 13:00～16:00

場 所：カナダ統計局会議室

Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario

応対者：ジャンピエール・シマール サービス統計課長

ミシェル・ジロー産業勘定課長

ジャン・ルデュック産業組織金融課長 等、10 名

概 要：

(1) カナダ統計局から「Business Surveys at Statistics Canada – The Integrated Approach」と題して、企業統計分野におけるカナダ統計局の取り組みについて説明。

- ・カナダ統計局は極めて集権化された組織であり、Chief Statistician の下に 7 つの部が置かれてカナダの統計のほとんどすべてを作成。約 6000 人の職員と 5 つの地域オフィスを有している。
- ・1997 年に組織を見直し、集計や公表については一元化。
- ・経済統計分野では、単一のビジネスレジスターに基づき、共通化されたサンプリング手法に基づき抽出。産業分類、地域、企業規模による層化抽出を行っており、小規模企業については税務情報で代替することもある。また、無回答企業に対しては、税務情報で代替するか、過去の回答内容から推計するという方法をとっている。
- ・税務情報の活用については、統計局内でも厳格なルールを定めており、アクセス権を持っている職員は制限されている。税務情報を統計に活用することは統計法で認められているが、逆に、統計調査の調査票情報を税務にフィードバックすることはできない。
- ・大企業グループに対しては、Enterprise Portfolio Manager と呼ばれる専任の職員を貼り付け、窓口としている。
- ・統計調査の企画立案に際しては、経済統計では局内の国民経済計算部が最大のユーザーであり、活発な意見交換を行っている。さらに、カナダ銀行や財務省等とも意見交換を行う。学界や産業界とはフォーマルな調整を行う場はないが、学界については、各分野ごとに主として学者からなる Advisory Committee を設けており、アドバイスを受けている。その頻度は原則 1 年に 1 回であるが、SNA 等に重要統計に関しては年 2 回の割合で開催されている。
- ・企業向けの統計調査は、基本的に調査票を郵送し、郵送回収で行っている。最近、オンラインでの回答も取り入れている。統計法により回答義務が課されているが、回答率は横ばいないし下降気味で、70%程度。無回答企業に対しては、結果精度への重要

性の観点から優先順位づけを行い、郵送やファックス、大企業に対しては Enterprise Portfolio Manager による訪問等を行う（何度も無回答を繰り返す企業に対しては、統計局側も、担当者から課長、部長へと、対応のレベルを上げていく）。法律上は回答拒否に対して罰金刑が定められているが、実際に適用されたことはない。

- ・今後の課題としては、調査内容を柔軟に変更できるようにするシステムや、産業をまたがる調査、税務情報の更なる活用、集計作業の簡素化、回答状況の管理の一元化等が挙げられる。
- ・マイクロデータの活用については、人口社会統計分野では進んでいるが、企業統計の分野では研究者にマイクロデータは原則公開していない。公開の方法としては、Statistics Canada の Deemed Employee となる方法も例外的な方法としては認められている。ただし、今の Chief Statistician は経済統計に強い興味を持っているので、今後、経済統計分野でもマイクロデータの一層の活用の方向に行くかも知れない。

(2) ジロー氏から、産業連関表の作成について説明

- ・ Industry Accounts Division の 45 名の職員で、産業連関表を作成。NAICS に基づき、産業×商品で作成。
- ・ 税務データについては、マイクロレベルではなく、マクロレベルでの雇用者報酬や営業余剰等の総額(Control Total)を計算するのに使用。実際、税務データや Micro Data にアクセスできる権限を持っているのは、課の 45 名の職員のうち 2～3 人。
- ・ 基礎統計と SNA とでは、基本的に概念は統一されているが、在庫品評価調整や FISIM は企業会計にはない概念。しかしながら、それを企業に回答させるわけにはいかない。それは、加工を受け持つ SNA 担当部局が行うものと考えている。
- ・ 産業分類は NAICS に基づいているので、過去に遡及した系列を作ることはできない。ただし、ある程度集約化した、Link Level と称しているものも作成しており、それでは 1961 年まで遡及して一貫した系列を作成。
- ・ 基礎統計担当部門とのやり取りは活発に行っており、例えば、数年前に、年次の製造業調査(Annual Manufacture Survey)に対し、サンプリングの方法がおかしいのではないか、と注文を付けたことがある。
- ・ 消費の推計に関しては小売り統計等供給サイドを使用しているが、消費統計に関しては信頼性が必ずしも高くないこともあり、レベルの推計よりも、むしろ消費項目のシェアの情報として主に使用している。
- ・ 今後、力を入れていきたいのは、四半期の供給－使用表の整備、四半期の景気指標の整備、サービス産業の生産性の計測等。特にサービス価格の質の調整は重要な問題と認識しており、今後研究を進めていきたいと考えている。例えば Legal Service の価格をどのように把握するか等を研究している。加えて、サービス統計の質の向上とし

て、やOutsourcingの把握も重要な課題となっている。

米加実地調査 質問項目概要

質問項目概要		関連回答ページ	
		(米)	(カナダ)
統計調査の設計について	<p>○以下の統計調査の企画立案・設計の際の手続きはどうか。</p> <p>(米国については、Economic Census, Annual Survey of Manufactures, Annual Retail Trade Survey, Current Population Survey, Current Employment Survey, Labor Force Survey, etc. カナダについては、Business surveys)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNA/IO への利用を考慮しているか。 ・コスト・ベネフィット分析は行っているか。 ・学界、ユーザー等からの意見集約を行っているか (行っている場合) その手続きはどうか 	<p>3 6 (B L S)</p> <p>3 8 (B E A)</p> <p>4 2 (O M B)</p> <p>5 3, 5 4 (C B)</p>	5 6
行政記録の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・行政記録の活用に当たり、秘密保護をどのように担保しているか (特に、実務上の側面)。 ・州政府の保有する行政記録を連邦政府が利用可能なのか。(可能な場合) ・州政府との契約等の形態、データの提出フォームなどの使用手続きはどうか ・統計調査のリターンデータ (回収票) の補正に、行政記録を使っているか (行政記録をベースに推計値を作成する場合も含む)。 <p>○ 中央政府や地方政府以外が保有する記録 (民間業界のデータなど) で、主にどのようなものを活用しているか。(活用している場合)</p> <p>その活用方法と入手手続きはどうか</p>	<p>3 7 (B L S)</p> <p>4 3 (O M B)</p> <p>4 4, 4 6, 4 8 (C B)</p> <p>3 9, 4 0 (B E A)</p> <p>4 3 (O M B)</p>	5 6, 5 7

<p>企業から統計調査への回答を得るための方策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回収率は最近下がっているか。 ・企業規模別・産業別の回収率はどうなっているか ・申告義務など法的枠組みはどうなっているか。協力しない企業への罰金等の法的な罰則又は事業上の不利益には、どのようなものがあるのか。近年、罰則の適用事例はあるのか。 ・調査への協力に関する産業界との調整はどのように行っているか 	<p>3 5, 3 6, 4 3, 4 5 (B L S) 4 3 (OMB) 4 6, 4 7, 5 0, 5 2, 5 3, 5 4, 5 5 (C B)</p>	<p>5 6, 5 7</p>
<p>母集団フレームについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母集団フレームの整備に、どのような行政記録を使っているか。また、利用に際しての条件や制約にどのようなものがあるのか <p>(If yes:)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計調査のリターンデータ（回収票）の補正に、母集団フレーム情報をどう使っているか 		<p>5 6</p>
<p>統計間の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一次統計と SNA/IO の間で産業分類、概念は統一されているか。 ○SNA/IO 作成部局から一次統計にどの程度の精度を求めているか（求められているか）。 ○SNA/IO などの加工統計の作成過程で、一次統計の精度を補うような推計処理を行っているのは、どのような場合か。また、その具体的な方法は ○一次統計作成者と SNA/IO 作成者の間で何らかのコンフリクトがあった場合、どのような仕組みで調整しているか。 	<p>3 9, 4 1 (B E A) 3 7 (B L S) 3 9 (B E A) 3 9 (B E A) 3 8, 4 0 (B E A)</p>	<p>5 7</p>

米国での SNA 推計について	<p>○ アメリカではSNA推計に消費統計は使っていないようだがいつからそうなのか。またかつて使っていたなら、なぜ使わなくなったのか。今後使う予定はあるか。</p> <p>消費は小売統計をもとに、在庫を調整して推計しているが、問題はないか。</p>	3 9, 4 0 (B E A)	
	<p>○同じく投資について、アメリカQEでは、Monthly Survey of Manufacturers' Shipments Inventories, and Orders(M3)、Annual EstimateではAnnual Survey of Manufacturersをもとに、ソフトウェア+ハードウェア投資を推計している。また、在庫についても卸・小売統計から在庫（流通在庫を含む）を推計している。</p> <p>(If yes :)</p> <p>推計の精度は現状で十分か。</p>	3 7 (B L S) 3 8, 5 3 (C B)	(5 7)
資料収集	<p>●主要統計調査の実査に係る人員・予算の情報（例えば「部局内の担当職員の数、地方組織の担当職員の数、現地の調査員の数」のような、出来るだけ詳しい内訳）</p> <p>●SNA/IOの作成に係る人員・予算の情報（出来るだけ詳しい内訳）</p> <p>●母集団フレームの詳細 収録データ数、収録項目、「単位」の定義、データ源、改定頻度、利用者の範囲、利用例（企業レベルでの貿易統計や特許データとのリンク等）</p> <p>●匿名データ利用に関し、秘密保護に関する宣誓を行った上でデータを利用できる制度（センサス法9条）があるが、その宣誓職員となる場合の必要要件、具体的手続きなど</p> <p>企業・事業所対象の統計調査の匿名データの作成・利用状況</p>	3 5 (B L S) 4 0 (B E A)	5 6
		4 3 (O M B)	5 7

(注) CB: Census Bureau, BEA: Bureau of Economic Analysis, OMB: Office of Management and Budget, BLS: Bureau of Labor Statistics

3 入手資料リスト

(斜字体は冊子)

アメリカ労働統計局

“Overview of the Current Population Survey”

“Data Collection in the Current Employment Statistics (CES) Program”

“Quarterly Census of Employment and Wages”

“Use of Quarterly Census of Employment and Wages Data (QCEW/ES-202)”

“Geospatial Data from QCEW”

“Business Employment Dynamics”

“Business Employment Dynamics: Fourth Quarter 2007”

“Research Access to Confidential data Files at the Bureau of Labor Statistics”

BLS Customer Service Guide

アメリカ経済分析局

Concepts and Methods of the U.S. Input-Output Accounts

アメリカ行政管理予算局

Statistical Programs of the United States Government (Blue Book)

アメリカセンサス局

“Promoting Business Response to the 2007 Economic Census”

“Economic Census Overview”

Preparing for the 2007 Economic Census

“The Business Register: Introduction and Overview”

2007 Research Report: Center for the Economic Studies and Research Data Centers

“CES RDC Research Proposal Guidelines”

“Criteria for the Review and Approval of Census Project that Use Federal Tax Information”

“Recent Confidentiality Research Related to Access to Enterprise Microdata”

“A Profile of U.S. Exporting Companies, 2005-2006”

“Current Economic Survey Programs: An in-depth look at the Retail, Wholesale, and Service Programs”

“Current Economic Survey Programs: Service Statistics Improvements”

“Current Population Survey (CPS): An Overview”

“Annual Survey of Manufacturers (ASM)”

“Consumer Expenditure Survey”

“Writing Benefit Statements For Projects Accessing Confidential Data”

“Security Requirements for Contractors”

“Overview of Governments Division: State and Local Government Data”

“State and Local Government Statistics: A Progress Report from the U. S. Census Bureau”

“U. S. Census Bureau News: 2007 Census of Governments”

カナダ統計局

“Statistics Canada (Chart of Organization)”

“The Integrated Approach: Business Surveys at Statistics Canada”

Canada Yearbook 2008

Business Register – Browser: Reference Manual